

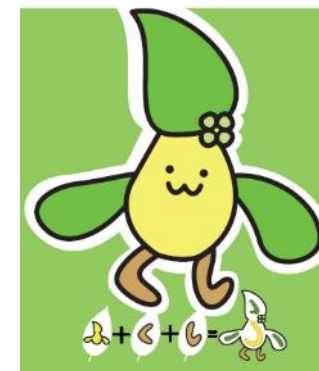
(5) 2月3日 滋賀県 栗東市

行政が期待する中核機関の役割

令和5年2月3日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

権利擁護支援担当主任主査 安藤 亨



令和5年度開催
第5回地域共生社会推進
全国サミット inとよた
(2023.10.12~13)

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

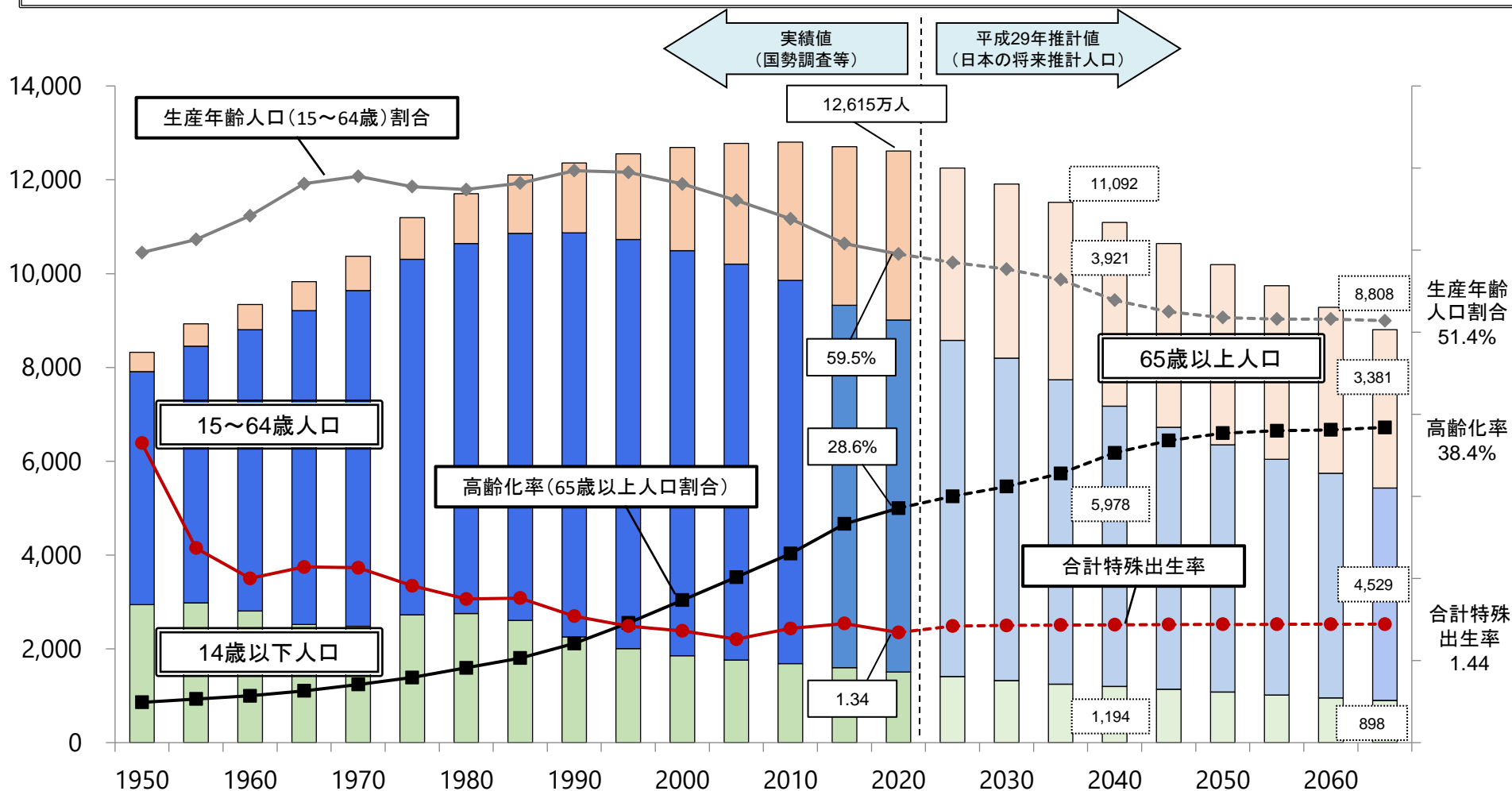
- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



日本の人口の推移について

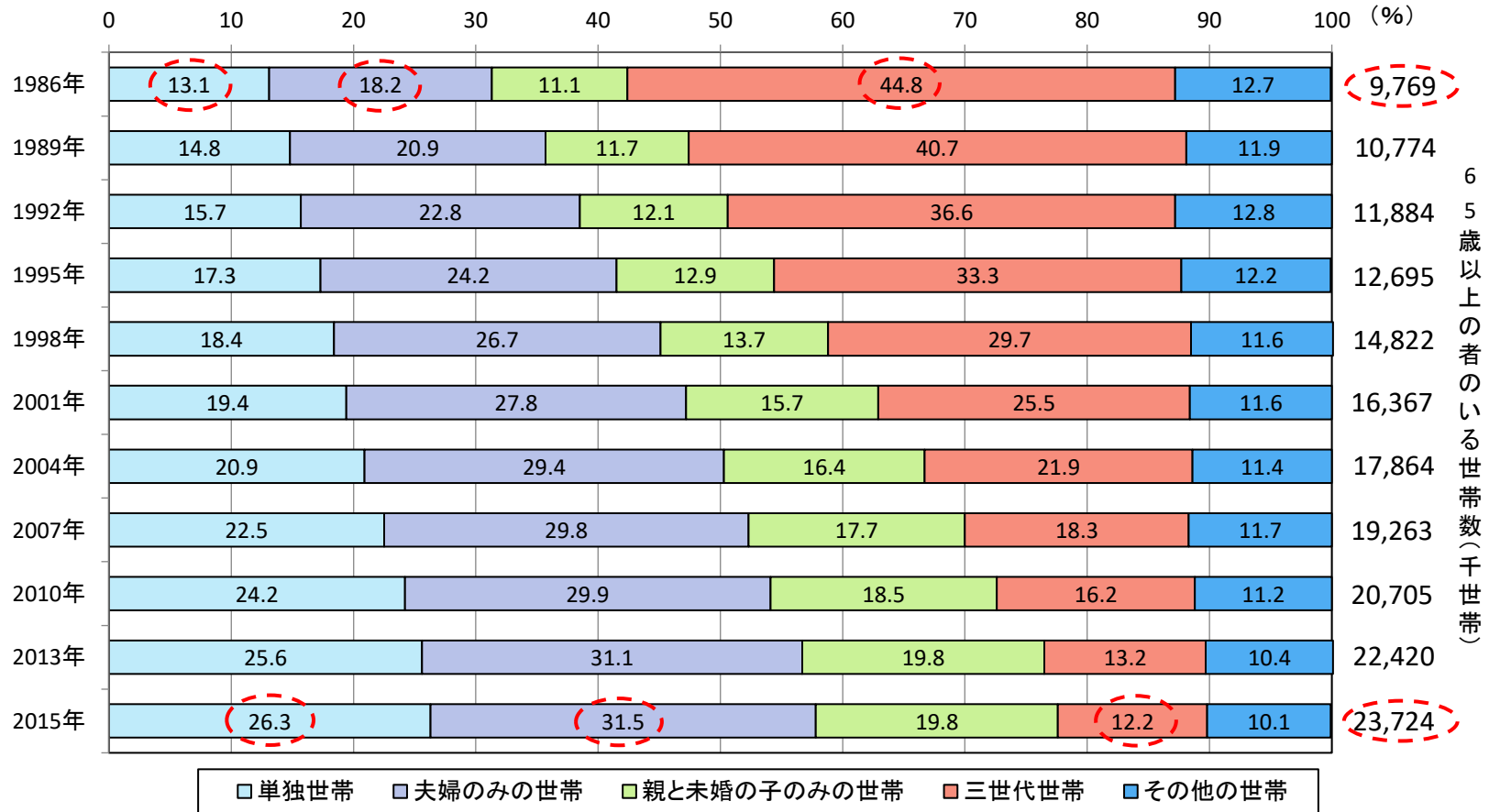
○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移について

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯。
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。



(出典)厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注) 1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

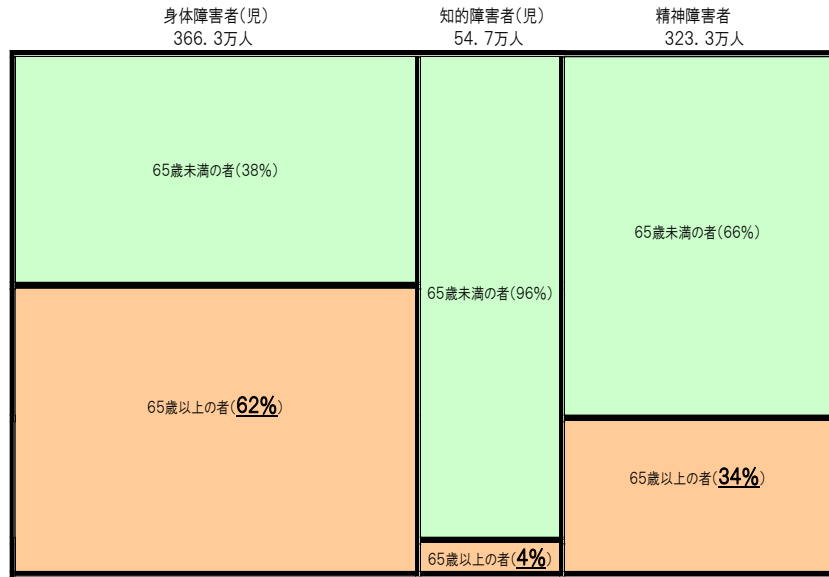
障害者の高齢化について

○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいる。

65歳以上の障害者の割合 46%→52%
 うち身体障害者の割合 62%→74% (平成18年→平成28年(在宅)30年(施設))
 うち知的障害者の割合 4%→16% (平成17年→平成28年(在宅)30年(施設))
 うち精神障害者の割合 34%→39% (平成20年→平成29年)

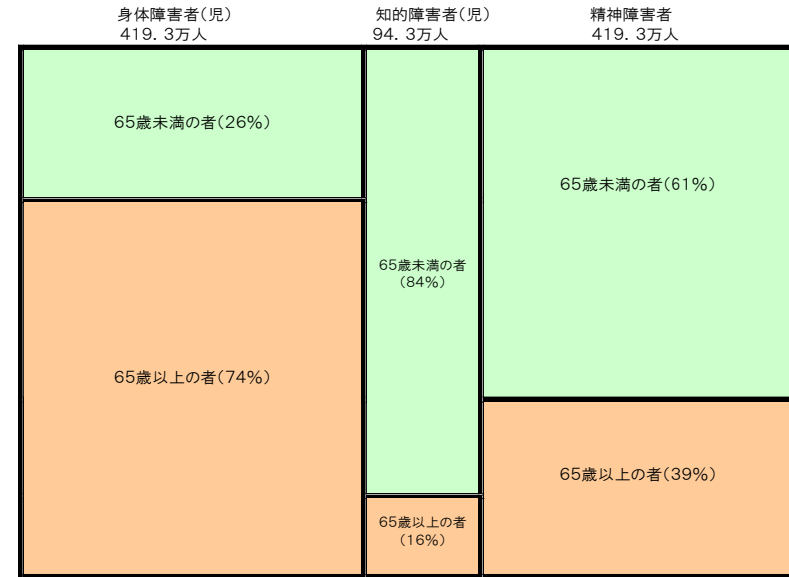
平成20年等

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)
 うち65歳未満 54%
 うち65歳以上 46%



平成30年等

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
 うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%



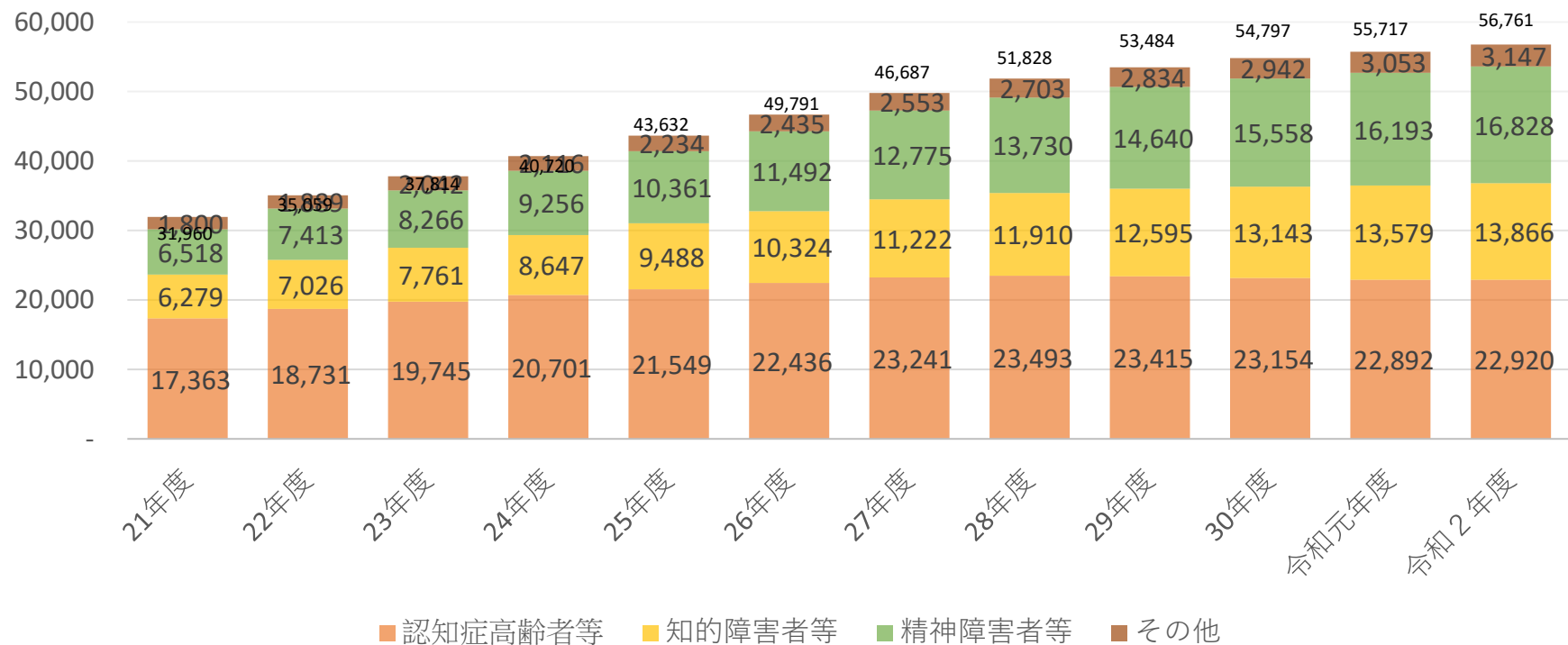
※身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※難病患者等のうち、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)のいずれにも該当しない者の数は含まない。(右図同様)
 ※社会保障審議会(障害者部会)第68回(2015年7月24日)「高齢の障害者に対する支援の在り方について」資料より抜粋。

出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(平成29年)
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
 ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
 ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

精神障害者における日常的な金銭管理支援の需要の増大

- 日常生活自立支援事業の令和3年3月末現在の実利用者数は56,761人となっている。
- 1年間の新規契約件数は平成28年度以降減少傾向にあり、終了件数の増加と相まって実利用者の伸びは鈍化している。
- 利用者の内訳では、精神障害者の割合が増加傾向にあり、意思決定支援、日常的な金銭管理支援の需要が高まっていることが伺える。

日常生活自立支援事業の実利用者数・利用者内訳の推移



(出所) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 調査結果より

- これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- 一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある豊田市民
6,000人程度

成年後見制度の利用の必要性が高い豊田市民
664人

豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数
214人

■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定

「利用促進」とは？

◆ 推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない
高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選択肢・手段

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号) (抄)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、
成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、
及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議
及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の
促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和3年末時点で約24万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

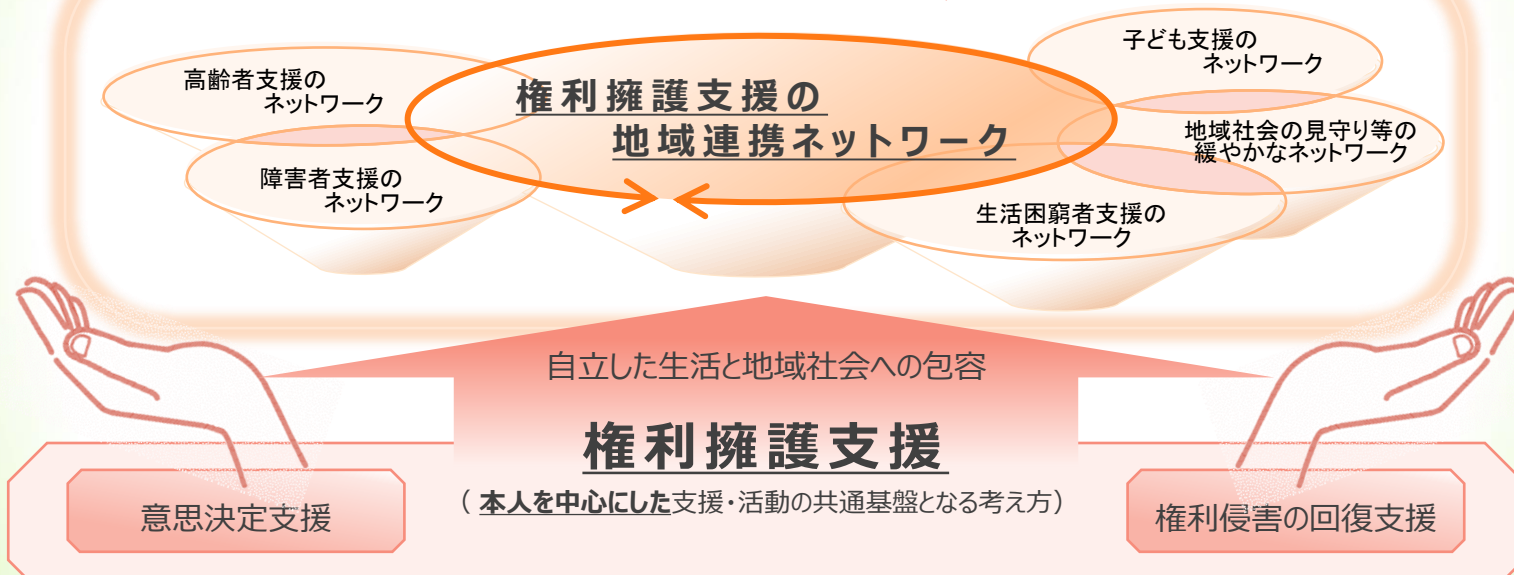
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、*** 住み慣れた地域**において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、*** 障害の有無にかかわらず * 尊厳のある本人らしい生活を継続**することができるよう、社会全体で*** 支え合いながら、ともに地域を創っていくこと**」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、*** 本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方**として、*** 「権利擁護支援」**を位置付けた。

- ① 地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における*** 本人を中心にした支援・活動の共通基盤**である。
- ② **意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における**権利侵害からの回復支援を主要な手段**として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための*** 支援活動**。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



豊田市成年後見支援センターの支援ノートより

アキ子さんは80代後半の女性です。ご主人との結婚を機に、豊田市に引っ越してきてから50年以上が経ち、明るい街並みと緑豊かな自然あふれる豊田のまちが大好きです。

結婚後、すぐに子宝に恵まれましたが、生まれた子どもは手足が不自由でした。アキ子さん夫妻はその子を大変かわいがり、アキ子さんも一生懸命子育てに励ぎました。あたたかい家庭を築いたアキ子さんでしたが、子どもが小学校に進学する前に、大切なご主人が突然亡くなってしまいました。それでも、アキ子さんはめげることなく、近所の方や友人の声掛けや協力などもあり、子どもと充実した暮らしを送ってきました。

それから、何十年も幸せな日々が続きました。

アキ子さんが80歳を迎えた頃、50歳になった子どもにも先立たれてしまいました。地域の方によれば、突然の出来事であり、その悲しみや嘆きは見えないほどの様子だったとのことでした。

それからというもの、アキ子さんは世間と一線を引くような暮らしを始めました。

やがて、大声で叫んだり、徘徊を繰り返すなど、近所の方はとても心配していましたが、アキ子さんに声をかけることすらできないようになっていきました。

ある日、同じ地域の民生委員が困りごとを聞きに自宅を訪ねましたが、玄関を開けてもらえず、民生委員は地域包括支援センターに相談することにしました。地域包括支援センターは何度か訪問し、やっと玄関を開けてもらえるようになりました。すると、家の中はゴミだらけ、台所は食事を作れる状況ではなく、顔も洗わず、お風呂に何か月も入らず、困りごとを尋ねてもアキ子さんは「帰れ」としか言いませんでした。

アキ子さんは、汚れた大きなぬいぐるみを片時も離さず、話しかけ、抱きしめて毎日を過ごしていたのでした。

その後すぐに、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、市役所、そして成年後見支援センターが集まり、アキ子さんを支援するチームを作り、もう一度自分らしく生活してもらうための話し合いをしました。

みんなで色々確認し合うと、アキ子さんは病院の受診や服薬をしていませんでした。生活費は皆目わからず、年金も管理できておらず、通帳や印鑑、財布、保険証もすべて紛失していました。料理や掃除を手伝ってくれる人もいませんでした。

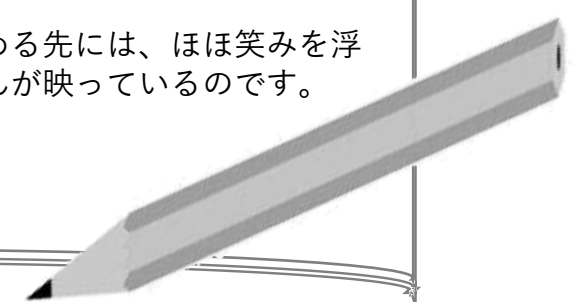
支援者のチームは、アキ子さんと何度も何度もどう生活していくのかを粘り強く話し合いました。そして、アキ子さんの強い希望であった「この子（ぬいぐるみ）と一緒にいたい」という思いを尊重することを第一に、支援を受け入れてもらえることになりました。

アキ子さんの生活全般の支援をどうしていくのかを地域包括支援センターが考え、病院の受診は認知症初期集中支援チームが支援しました。また、様々な支援サービスの契約や病院の支払いなどお金の管理も必要であることから、成年後見制度を利用することになり、成年後見支援センターは成年後見人が選ばれるまでに必要な調整と、誰がアキ子さんの成年後見人になるとよいかを専門職と一緒に検討し、市役所が具体的な手続きを行いました。

その後、アキ子さんは成年後見人と支援者のチームの手助けを受けながら、地域での生活で少しずつ笑顔を取り戻すようになりました。

現在、アキ子さんは足腰を悪くしてしまったため、施設で生活することになりましたが、普段は施設の職員や他の利用者とレクリエーションなどをして過ごしています。時折、成年後見人が会いにきてくれて、その時にする何気ない会話も楽しみにしています。

きれいになった大きなぬいぐるみが優しい瞳で見つめる先には、ほほ笑みを浮かべながら、もう一度穏やかに暮らしているアキ子さんが映っているのです。

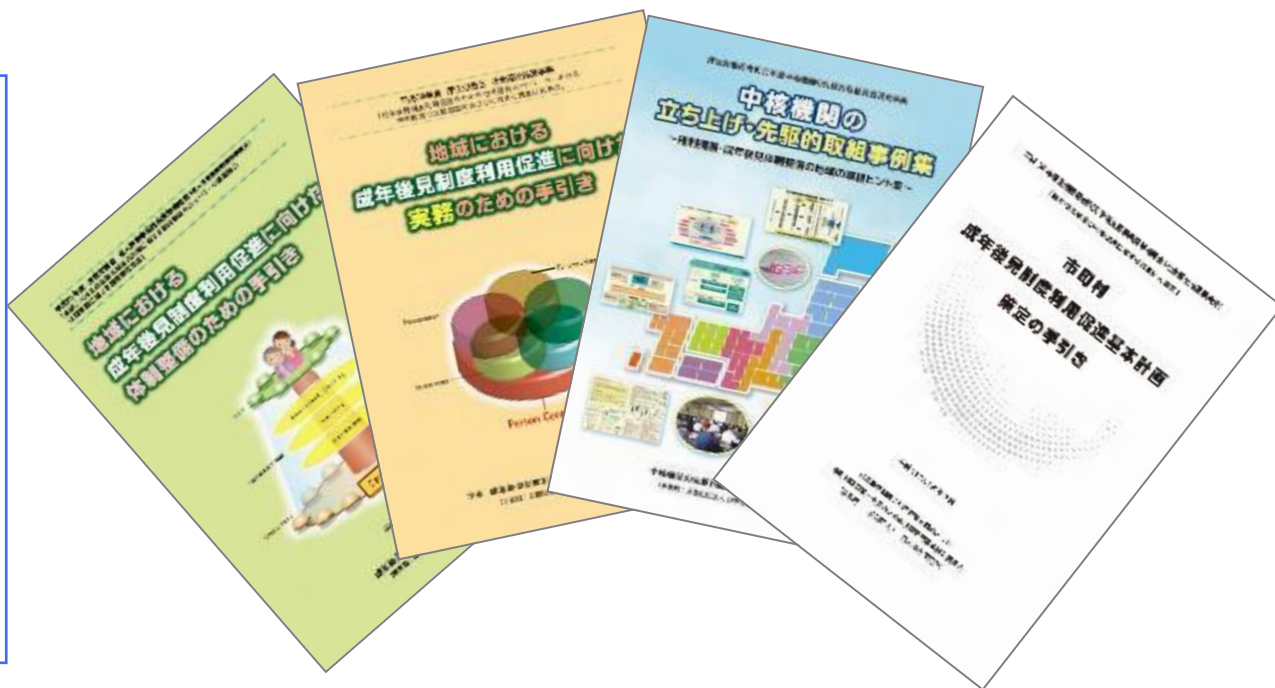


第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。
- 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。

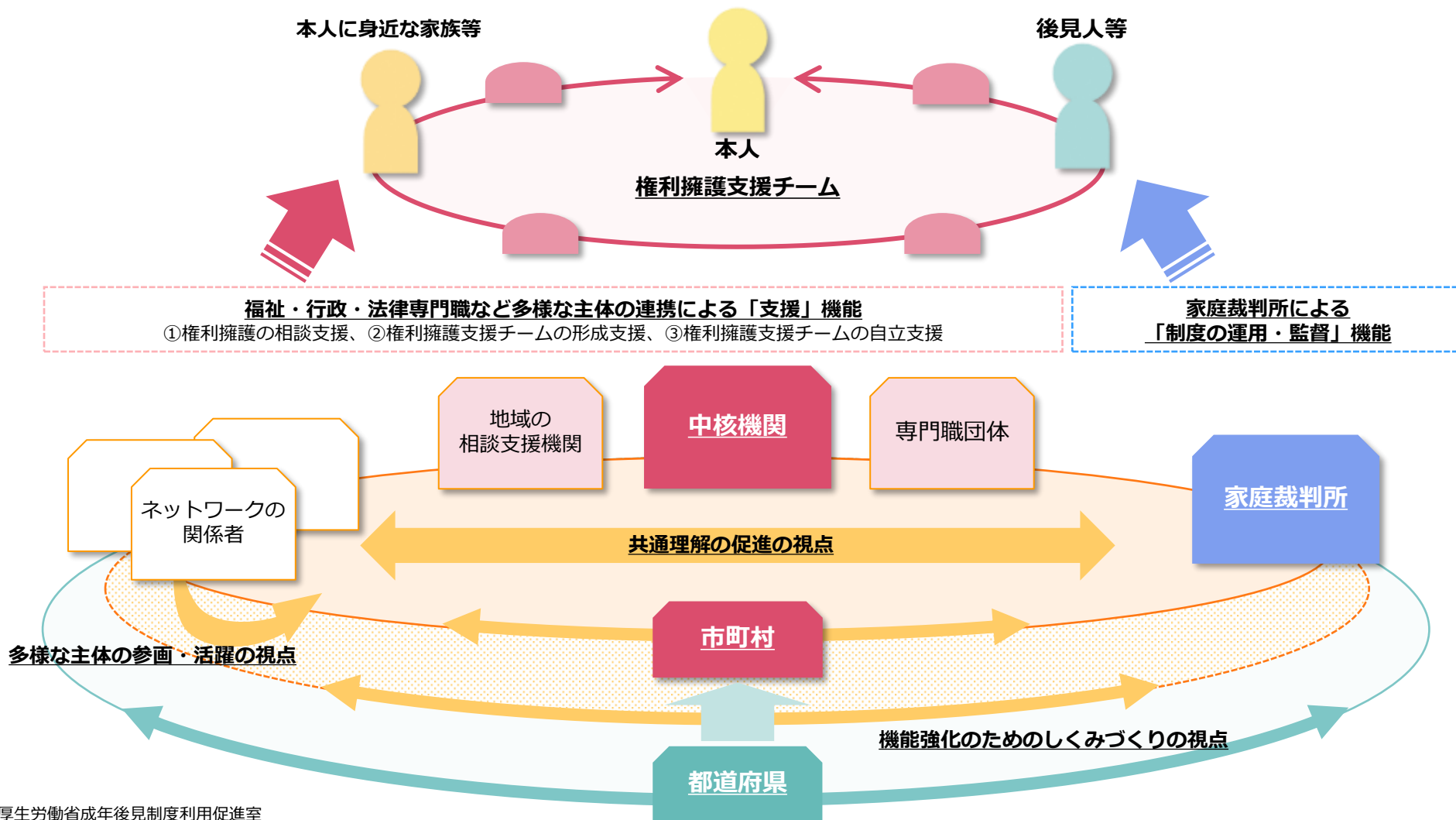
役割

- 地域連携ネットワークづくり（包括的）
（協議会及び中核機関の整備・運営）
- 権利侵害回復支援における主体的取組
- 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- 担い手の育成・活躍支援
→ 都道府県と協働
- 市町村計画の策定



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

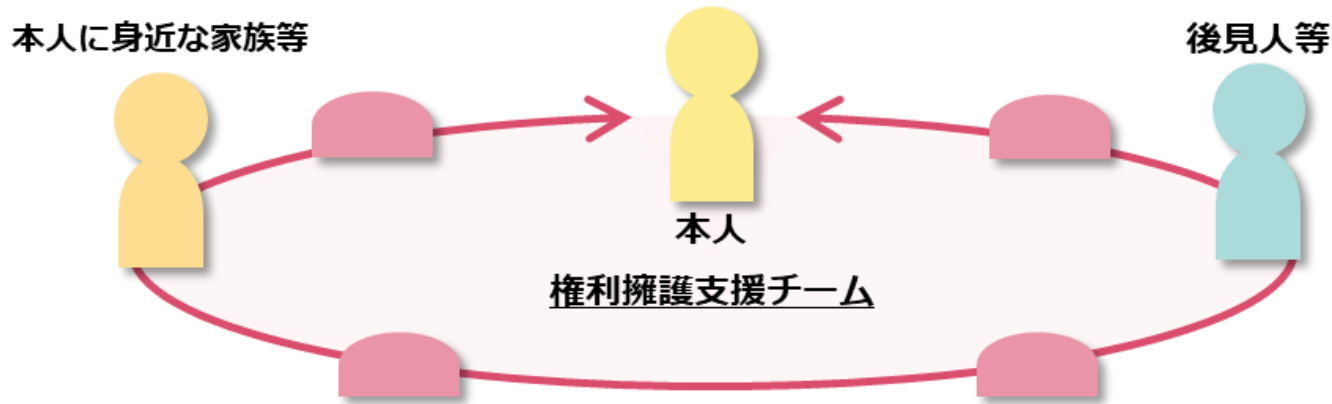
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



「権利擁護支援チーム」とは何か？

- **権利擁護支援が必要な人を中心に**、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、**必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、**必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり**、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。



メンバー例	本人、本人に身近な家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、日常生活自立支援事業専門員・支援員、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、成年後見人等 など
エリア	日常生活圏域など

第二期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画における中核機関の役割

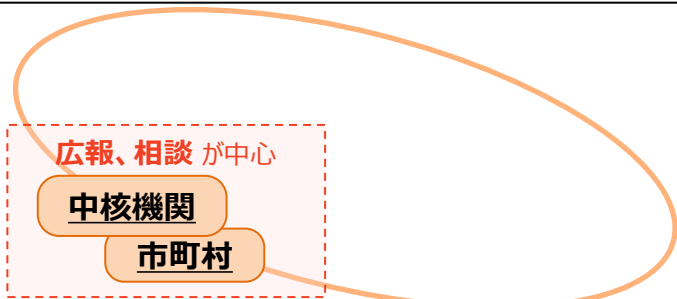
- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等をを行い、関係者のコーディネートを行う。

第一期計画における中核機関の整備

- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

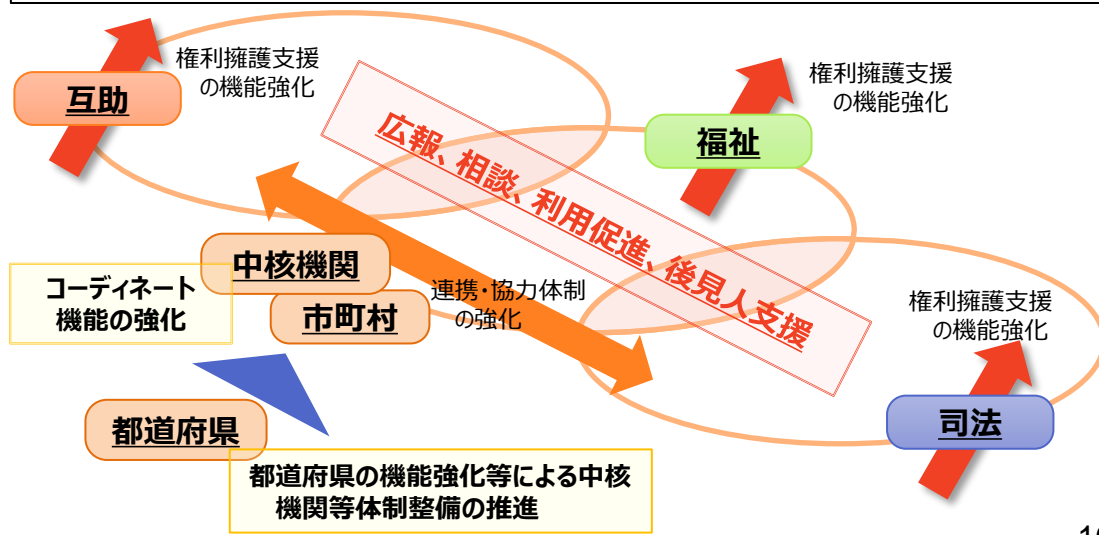
第二期計画における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能効強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。



地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 必要に応じた指導や指示、監督処分 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

令和5年2月3日（金）
中核機関の役割と実務研修

愛知県東海市における 成年後見制度利用促進の 現状と課題について

愛知県東海市 福祉企画調整室
井上 綾

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION



愛知県東海市について

- 1 市制施行
昭和44年4月1日
- 2 面積
43.43km²
- 3 人口(令和4年4月1日現在)
113,931人

陸

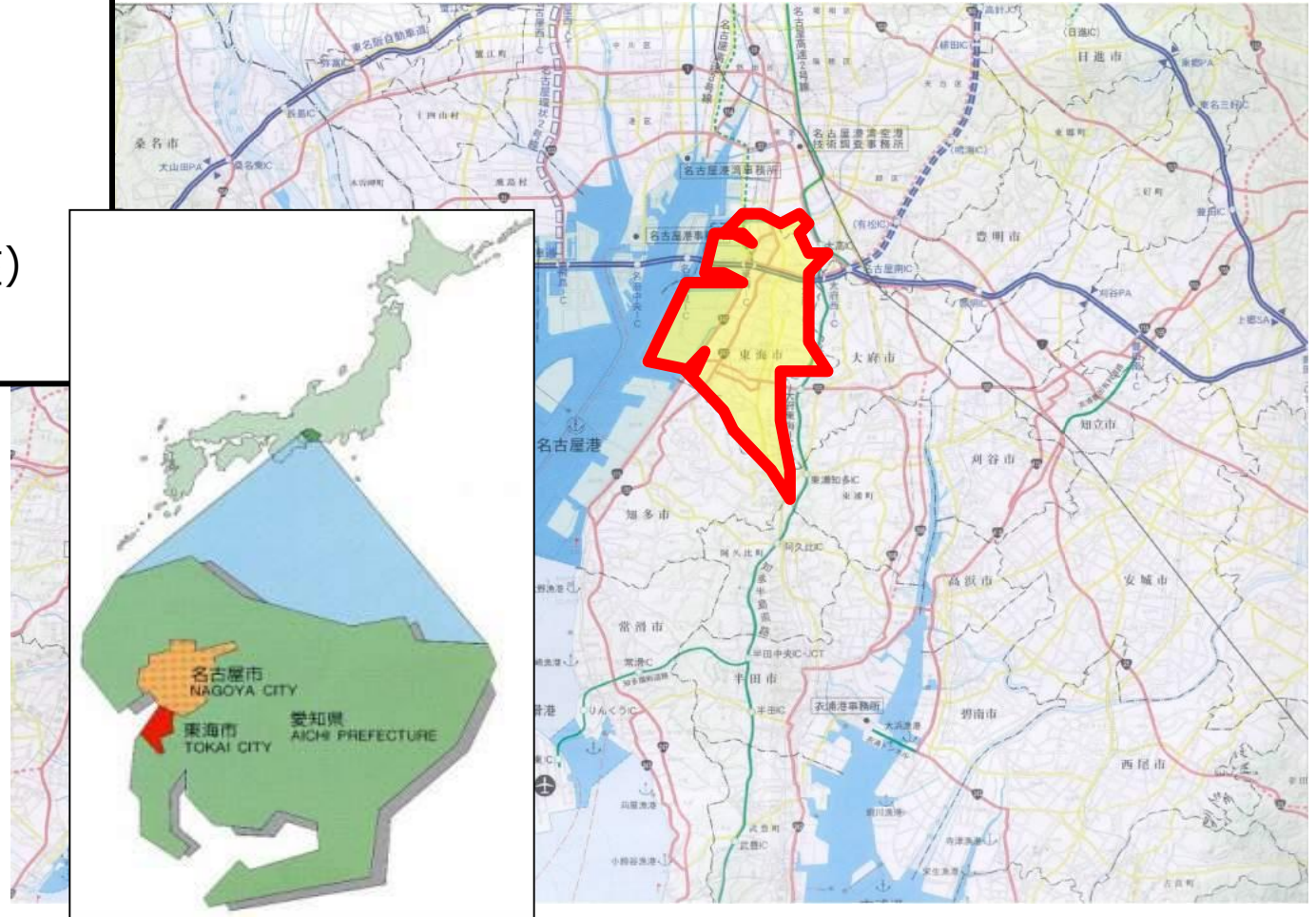
名古屋高速3・4号線
伊勢湾岸自動車道
知多半島道路

海

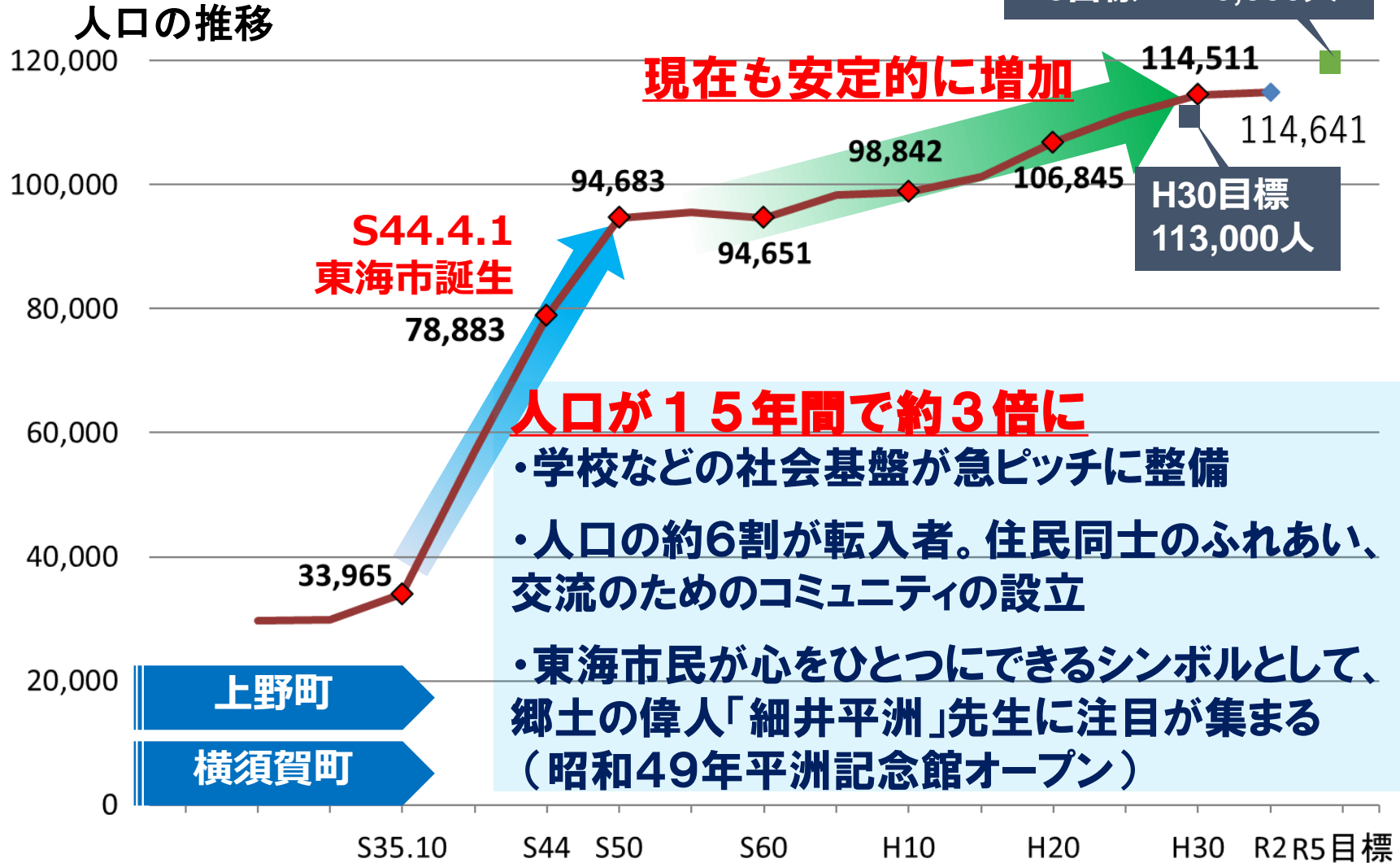
名古屋港

空

セントレア



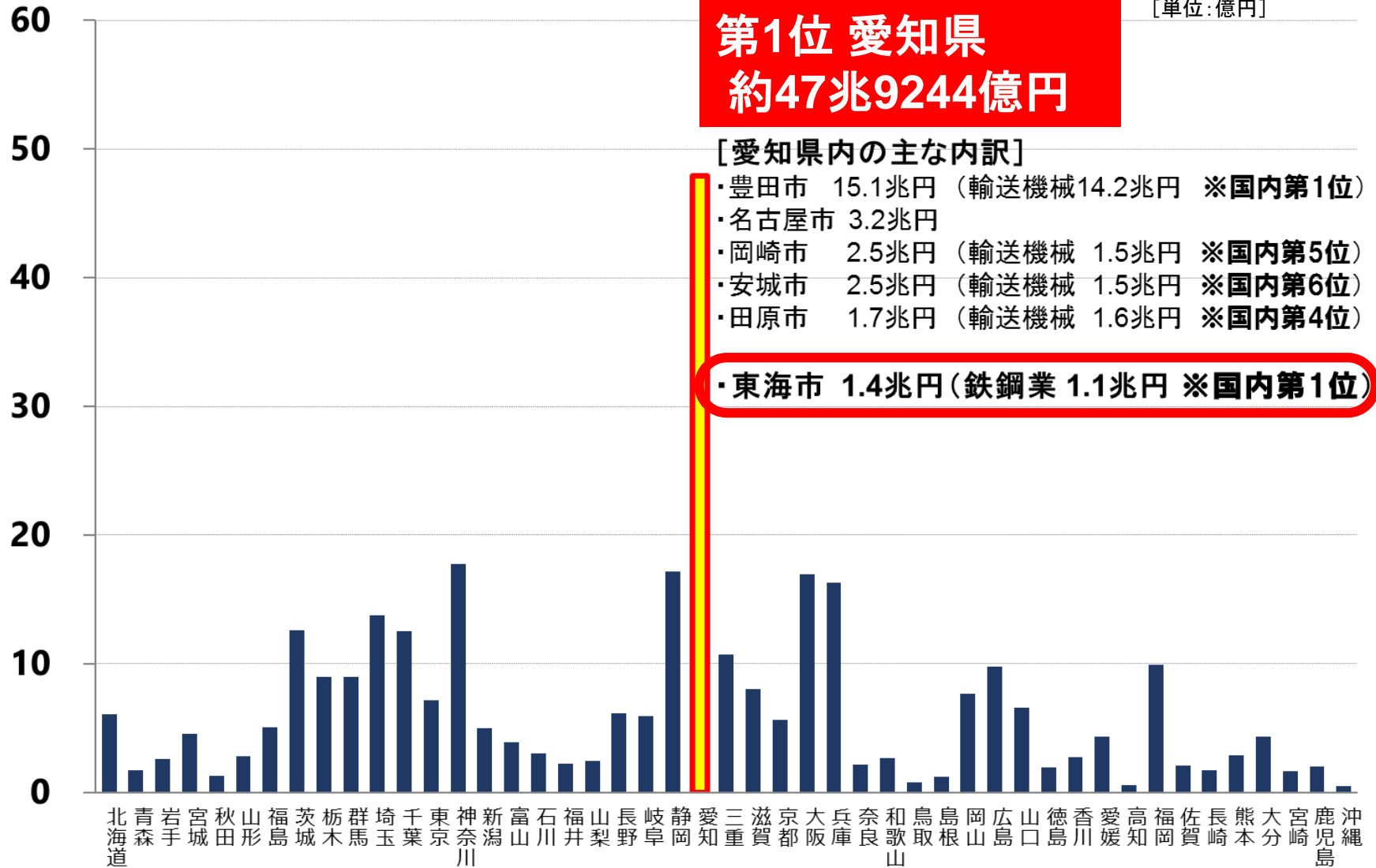
東海市の概要



昭和44年以前は、上野町・横須賀町の人口の合計（国勢調査）、昭和44年以降は住民基本台帳による

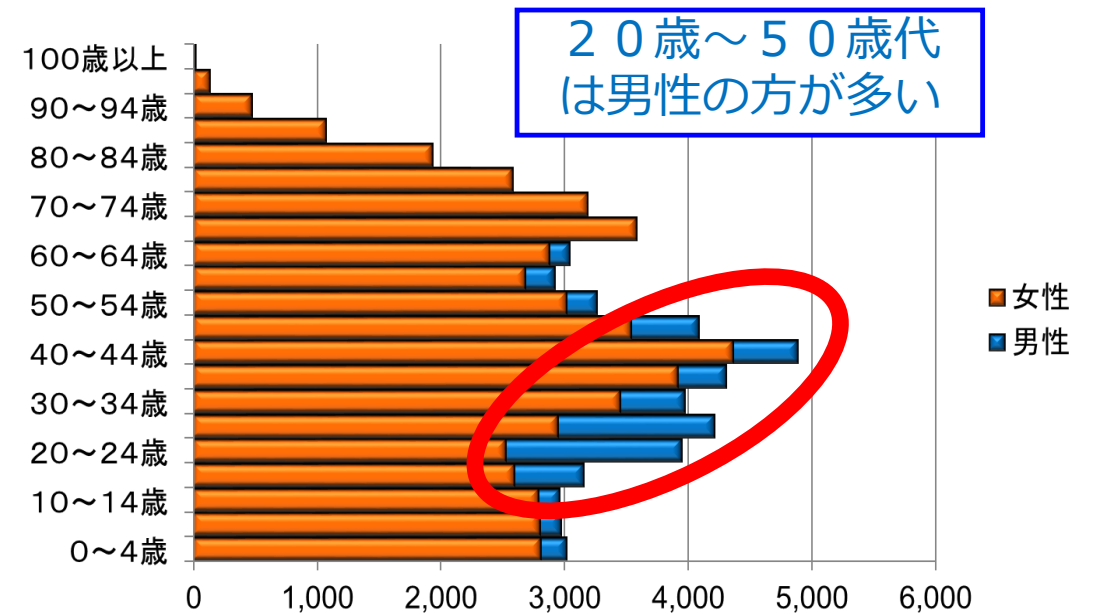
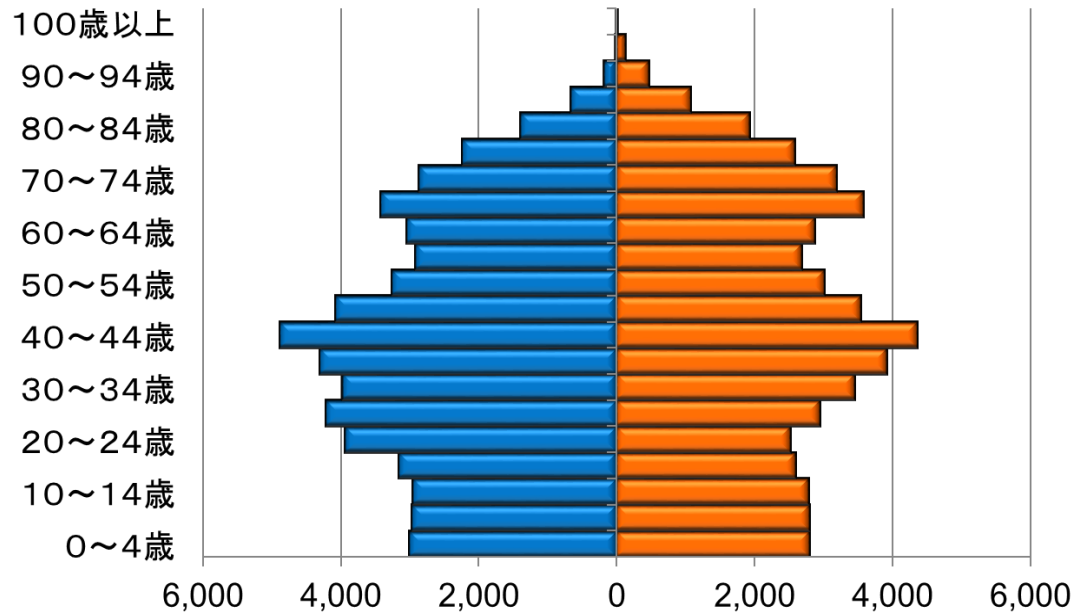
「ものづくり愛知」を支える東海市

[単位: 億円]



2020工業統計調査(確定値)

東海市の人口ピラミッド



資料:東海市の統計(令和2年度版) ※データは平成27年10月1日現在(国勢調査)

総人口
113,931人

高齢化率 22.7%

町内会・自治会加入率
52.91%

要介護認定率 18.5%

外国人 2,059人
子ども 174人
高齢者 157人

子ども割合 17.4%
(18歳未満)

生活保護率 7.28%

身体障害者手帳所持者 3,664人
療育手帳所持者 1,005人
精神障害者保健福祉手帳所持者 959人

成年後見センターを広域で実施するに至った経緯

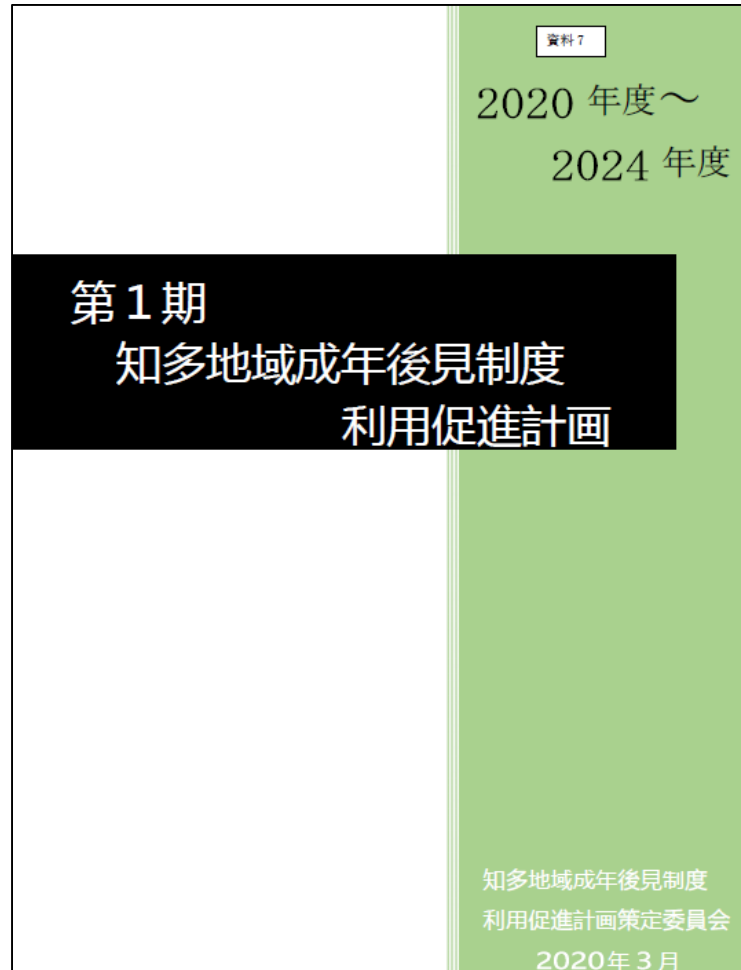
- 平成20年（2008年）4月から、知多半島5市5町で、委託スタート
- 平成19年頃から、知多半島内の担当部課長での話し合いを行った。
- センターがあれば、認知症等により制度を活用する必要があるが、後見人を引き受ける親族がいなかったり、後見報酬を支払うことができない対象者（生活保護、年金生活者等）を支援することができる！
- 報酬を支払うだけの財産はあっても、いわゆる困難ケースで支援が難しいため、受け手がいない方にも支援ができる！
- しかし、直営でやるには専門的知識も必要であること、単一の自治体だけで実施をお願いするには、事案が（当初は）そこまでない。

→ 5市5町の協定で、NPO法人に委託をしよう！

実際のセンターとの関わりなど

- 年3回の運営委員会（課長級）と、2回の担当者会議を開催しており、センターの相談実績や事業内容についても報告を受けている。
- 成年後見制度利用促進計画策定も、広域で検討を行い、策定をした。
- 必要に応じて、センター職員が会議に参画してくれたり、財産管理と身上監護のみでなく、本人の不利益にならないように支援をしてくれている。
- 法人後見の育成のために、社会福祉協議会とも連携している
- 中核機関になる前から、中核機関の業務をしてきていた

第1期 知多地域成年後見制度利用促進計画



- 日本福祉大学の平野隆之教授に座長を務めてもらい、5市5町の行政担当者が参画し、利用促進計画を策定した
- 4つのワーキングを実施しており、行政、社協とともに検討を進めている
- 中でも少し新しいのは「ライフエンディング事業」（おひとりさまの支援）
- 虐待の相談ホットライン

広域でセンター委託をしているメリット

- 前提として、職員の異動がない。直営で実施が難しいのは、行政職員の異動・センター業務は、本人の代理として行うため、法律に関連する業務も多く、なかなか3～5年で異動する職員では難しい。
- スケールメリットあり。例えば、人口規模が小さな町では事案が年1回かもしれないが、人口規模が大きいと、案外起きている事案だったりして、職員は良い意味で「なれた」対応ができる
- 広域で委託=ある程度の人件費が担保される ため、「センター」という組織として、受任者の対応ができる
- 運営委員会や担当者会議が定期的にあるため、他市町の状況を把握することができる
- 「負担金」なので予算確保がしやすい（担当私見）そして、単市で予算化するより安価である

広域でセンター委託をしているデメリット

- 単一の市町だけで、コトが決められないため、大きく動かそうとすると時間がかかるし、イチ自治体だけの意見が通らない
→ やりたいことがあれば、運営委員会を待たず、確認すれば良いのですが・・・
- 事務所が近くにない
→ 巡回相談や随時相談で訪問してくれるので問題ないです
- 幹事市の負担がある
→ そのため、町には幹事は回らないように当初から申し合わせをしています
- あまり受任してもらっていない自治体からすると、負担金が高く感じられる
→ そのため、人口割・均等割・受任割で負担金を設定した

まとめ

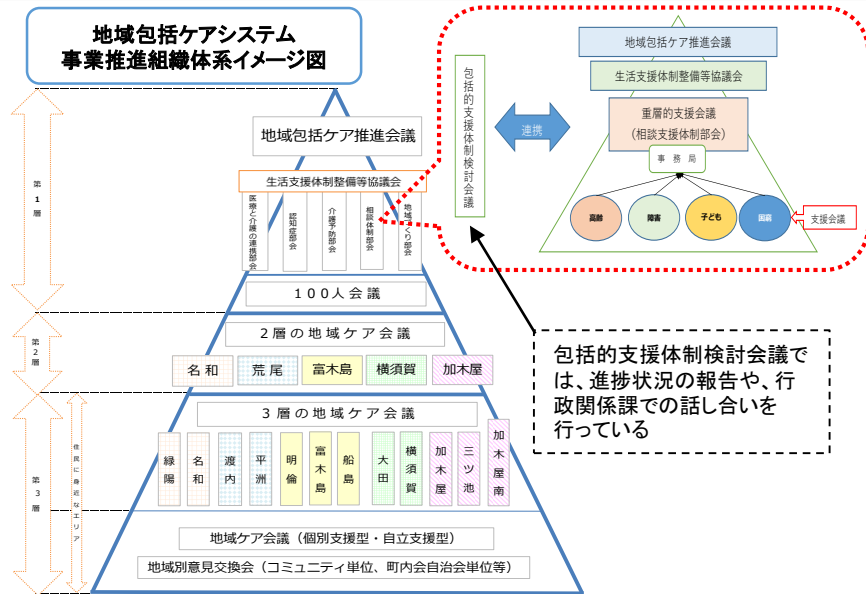
- 一番大きなメリットとしては、専門的知識が蓄積されているということと、断らない支援をしていること
- 後見報酬頼みの委託ではないため、しっかり職員を雇い、動ける体制を取ってくれているため、行政としてのメリットは大きいと感じています
- 何より、職員が困るというよりも、市民が困らない体制を作ることが大切
- 重層的支援体制整備事業でも知多地域権利擁護支援センターには、部会員として参画してもらっています
- 権利擁護支援センターと名乗るずっと前から、権利擁護を推進してくれています

地域包括ケア推進計画に位置付けた重層的支援体制整備事業（愛知県東海市）

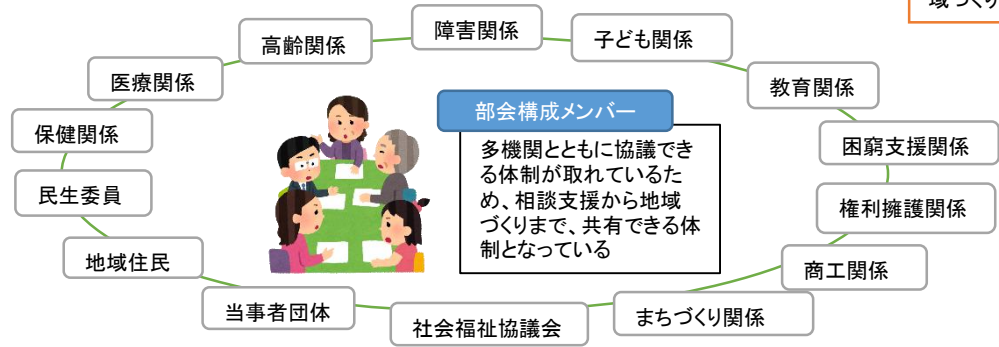
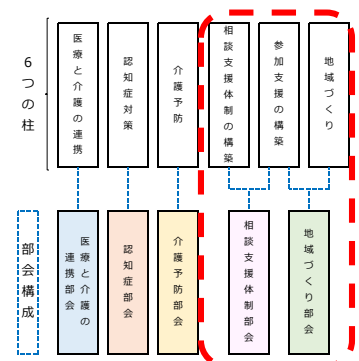
自治体概要^{R4.4.1現在}
 人口 113,931人
 面積 43.43km²
 高齢化率 22.7%
 小学校数 12校
 中学校数 6校

- 「0歳から100歳までの地域包括ケア」をめざして、地域包括ケア推進計画を策定し、その中に重層的支援体制整備事業について位置付け、地域共生社会の実現を目指す。（地域包括ケアシステムの普遍化）
- 医師会を始めとした**三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力、多様な分野の事業所などの協力**を得ながら、**地域住民**とともに話し合いを進めている。（多職種連携と地域連携の推進）
- 知多地域権利擁護支援センターの運営など、知多半島圏域（保健福祉圏域）の**広域**で協力し合える関係性ができている。
- **身近なコミュニティ**での活動の組織化や推進を庁内連携、社協との協働で行っている。

重層的支援体制整備事業



- 第2次地域包括ケア推進計画に、重層的支援体制整備事業を位置づけ
- 相談窓口を一本化せず、高齢、障害、子ども、生活困窮といった既存の相談窓口を活用しながら、相談を受ける体制
- 重層的支援会議は、地域包括ケアシステム構築に向けた相談支援体制部会で、原則的に定例開催としている。
- 地域包括ケアシステムの構築から進めているが、当初より高齢者に限らず全世代を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しているため、大きな混乱はなかった
- アウトリーチは、常設のひきこもり支援センターとタイアップしながら、取り組みを進めている
- 地域づくりは、生活支援コーディネーターを中心に取り組みを進めている。
- 主に第3層で実施する地域別意見交換会には、地域の方と専門職が一同にわがまちの話し合いをしている



知多地域の中核機関と法人後見

～実態から見えてきたもの～

2023年2月3日

特定非営利活動法人

知多地域権利擁護支援センター 理事長

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

今井 友乃

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

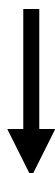
どこを成年後見の受け皿とするか？

継続性・複数の目での監視体制 → 個人より法人

利益相反の考え方 → 福祉の直接サービスをしていない団体

ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体



特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- 平成19年11月 認可申請
- 平成20年 1月 認証
- 平成20年 2月 法人登記
- 平成20年 4月 本格的に事業展開
- 令和4年 4月

知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

(2) 財源

- NPO法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）

(3) 職員体制

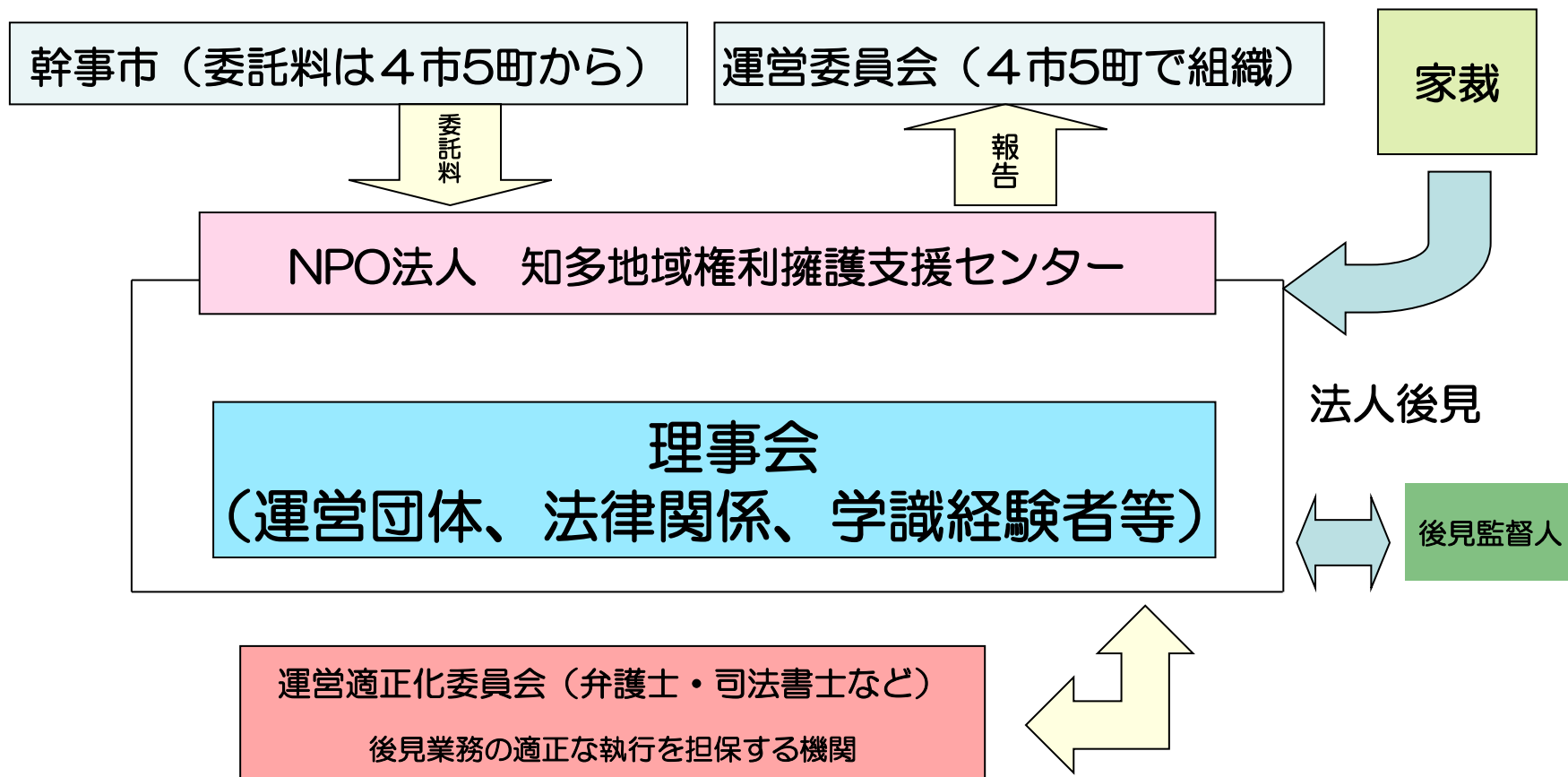
○ 正規職員 7名 (社会福祉士等 男3、女4)

緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

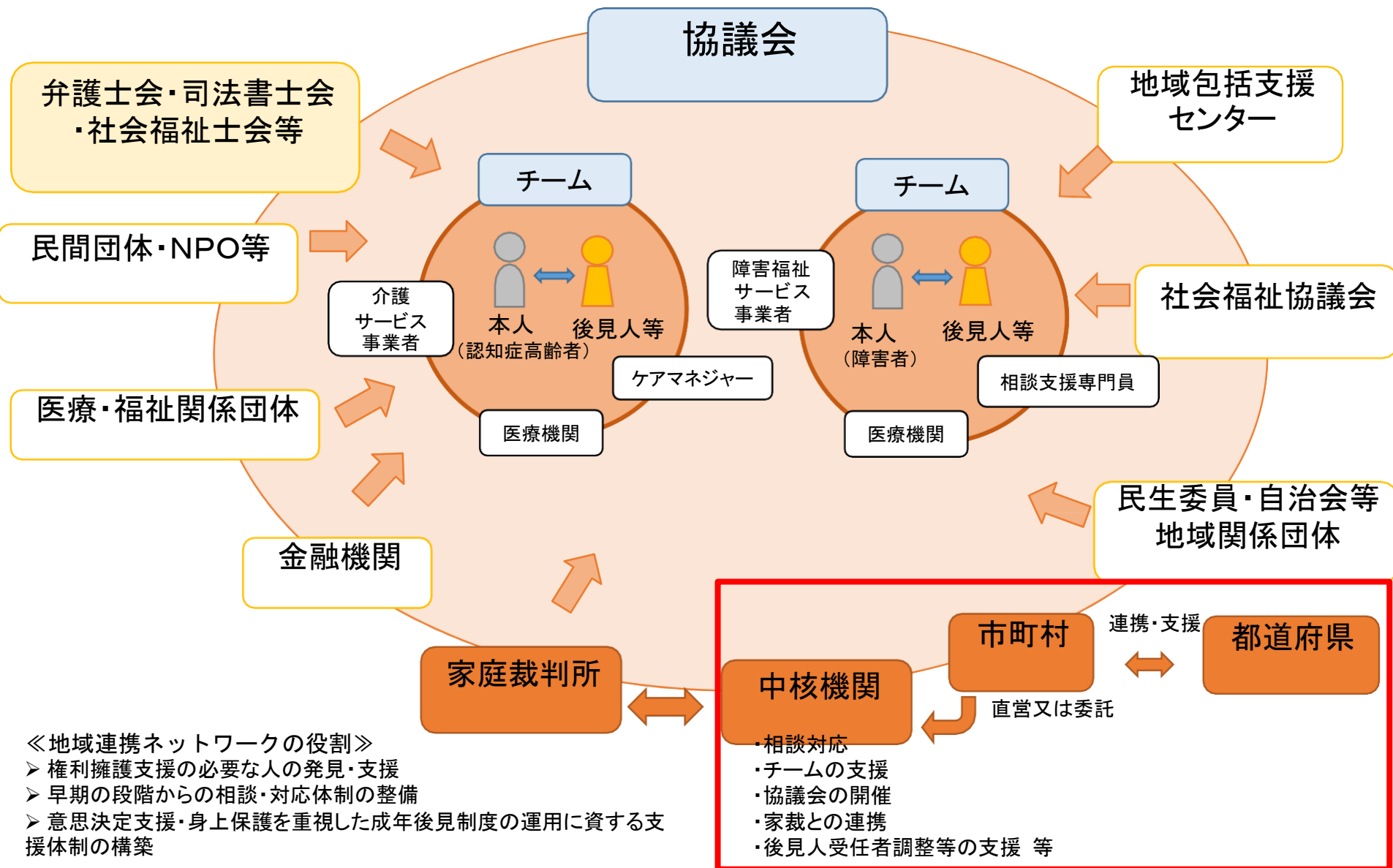
非正規職員 39名配置 (月1回から週5日まで)

(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



地域連携ネットワークのイメージ



＜地域連携ネットワークの役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

＜地域連携ネットワークの機能＞

- ・ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

(2) 普及啓発

- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(3) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
 後見類型... 306件（677件）
 保佐類型... 195件（317件）
 補助類型... 54件（76件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座

関係団体

- 行政職員研修

毎年2回 行政職員向けの講座

(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

- 年間相談件数

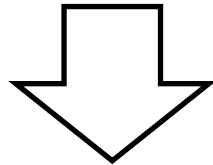
544件

知多地域権利擁護 支援センターの特徴

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した



知多地域成年後見センターが行ってきた実践から今後この地域に必要なことを計画立てて行います



1, 行政との関係性ができている

⇒行政との関係ができている。連携しやすい土壌がある。
困難ケースが多いため、多くの法人後見受任数により
頻繁に行政とケース会議を開催している。

2, 専門職との連携ができている

⇒運営適正化委員会(年4回)

弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士

弁護士会の年1回のセミナーを協働で開催している

3, センター職員が知多4市5町で各種の委員を務める

⇒委員会に関わることで、地域に権利擁護の意識を
根付かせるきっかけになる。

4, 地域住民への普及啓発がかなりできている。
⇒サポーター研修、ろうスクール、フォーラムなどによる

地域に根差した継続的な啓発活動

5, 家庭裁判所との連携もできている。
⇒活動エリアと支部のエリアが同じである
支部の受任数の半数以上センターが受任している
セイフティーネットなので、
裁判所にとって、後見人が探せないことがない

6, 最初から地域福祉の視点がある
⇒権利擁護支援は地域福祉だから

後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

例外で実際は、行っている⇒行政の委託
なので、断らない相談をしている

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。

湖南地域成年後見制度利用促進事業 ～現在の取組と今後について～

守山市 健康福祉部 長寿政策課

主任 檜山 久美子

(社会福祉士)

湖南地域の状況

【湖南4市 構成】

草津市、守山市、栗東市、野洲市

【各市 人口】（令和5年1月1日時点）

草津市... 138,336人

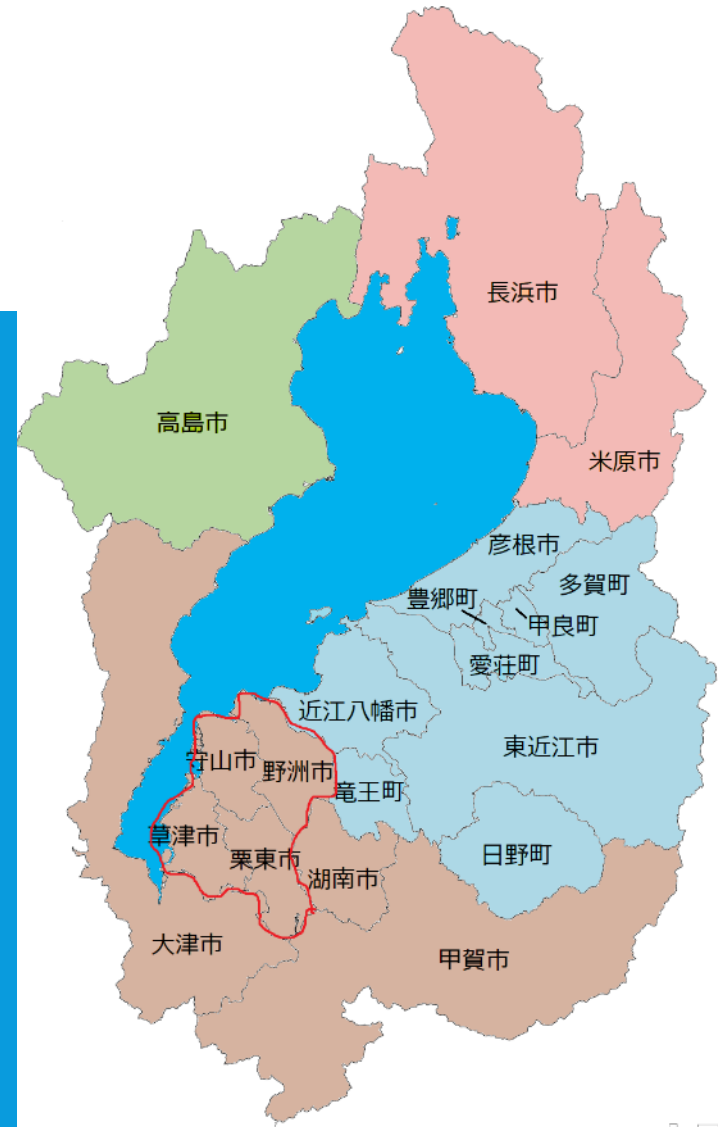
守山市... 85,619人

栗東市... 70,568人

野洲市... 50,700人

【特徴】

- ・滋賀県の中でも人口増加地域。古くより交通の要衝として位置づけられる。



地図出展：滋賀県HP

「湖南地域成年後見制度利用促進事業」について

【目的】

湖南地域に在住の認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が十分ではない市民の権利擁護を図り、安心できる地域生活を支えるため、高齢者および障害者とその家族等に対して、権利擁護や成年後見制度利用に対する専門的な相談・支援を実施することにより、高齢者および障害者等が権利侵害にさらされることなく、安心して暮らせる環境を構築することを目的とする。→地域の権利擁護支援を進める。

【主な事業内容】

- ・ 地域連携ネットワークの構築、広報・啓発、相談機能、成年後見制度利用促進、
後見人支援 等

湖南4市＋「成年後見センターもだま」の5者で協定を結び、利用促進をともに行っていく体制をとっている。

湖南地域成年後見制度利用促進 これまでの経緯 ～令和2年度以前～

【経緯】

- ・平成24年度から湖南4市として、成年後見センターもだまへ、成年後見制度利用促進事業を委託。事業を開始する。
- ・平成29年度 国で成年後見制度利用促進基本計画が策定される
- ・令和元年度～2年度 中核機関、協議会の設置に係る検討

成年後見制度利用促進に係る現状 ～令和3年度～

国の「成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、中核機関を成年後見センターもだまに委託、協議会を設置。

●協議会設置目的

成年後見制度の利用の促進に関し、関係者間の協議、情報共有および連絡調整を図り、湖南地域において高齢者や障害者等の権利擁護を推進するため

●協議会構成メンバー

- ・ 学識経験者
- ・ 医師会
- ・ 滋賀弁護士会
- ・ リーガルサポート滋賀支部
- ・ 滋賀県社会福祉士会
- ・ 滋賀県精神保健福祉士会

※オブザーバー：県、大津家庭裁判所

成年後見制度利用促進に係る現状 ～今年度の取組について（１）～

①昨年度までの課題の整理

【昨年度までの課題】

- ・ 協議会、中核機関の役割、機能が不明確
- ・ 中核機関で取り組むべき事項の優先順位付けが共有できていない。
- ・ 湖南４市の権利擁護の仕組みをどのように作っていくか不明確 等

→湖南地域としての今後のあり方について再検討が必要



成年後見制度利用促進に係る現状 ～今年度の取組について（２）～

②今後の取組のあり方について検討

湖南地域の目指す方向性について明確化する

→アクションプラン（仮称）の策定

【内容（現時点の予定）】

- ・ 湖南地域が目指す方向性 ・ 行政の責務
- ・ 湖南地域の成年後見制度の利用に係る現状、背景
- ・ 湖南地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進に係る主な課題
- ・ 基本目標 ・ 施策と具体的な取組
- ・ 中核機関、協議会、地域連携ネットワークの役割、機能の具体化 等

現状把握、課題抽出アンケートの実施について

- ・アクションプラン（仮称）をより湖南地域の現状に基づいた内容に
→湖南地域の課題を抽出するアンケートを実施

①専門職団体会員（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）

②相談支援従事者

- ・地域包括支援センター
- ・相談支援事業所（障害）
- ・居宅介護支援事業所
- ・市社会福祉協議会
- ・市各担当課（高齢、障害、生活支援関連）
- 等

令和5年3月に実施予定。

今後に向けて（まとめ）



- ・ 湖南地域について十分にアセスメント
→ 4市それぞれの特徴、強み、課題等（相談支援体制の違い等）がある。
市として取り組むべきこと、広域で取り組むべきことの整理が必要。
- ・ 湖南地域としての強みを明確にして、活かしていく
- ・ 中核機関（成年後見センターもだま）と連携し、
ともに地域連携ネットワークの構築に取り組んでいく。

2023年2月3日

全国権利擁護支援ネットワーク主催

中核機関の役割と実務 研修



「特定非営利活動法人

成年後見センターもだま」の現状と課題



成年後見センターもだま

所長 竹村 直人

1. もだまの設立経緯

平成17年11月： 障がい者自立支援が平成18年10月に施行されるにあたり
障がい者支援施設「蛍の里」の家族会、職員、関係有志で
NPO法人で成年後見活動を行う会を発足

平成19年2月： 県の認証取得（法人成立 平成19年7月18日）

平成20年4月： 守山市内で事務所を開設（法人後見事業）

平成21年4月： 4市権利擁護・成年後見制度利用事業受託

平成24年3月： もだまの事務所を草津市内に移転

平成24年4月： 4市成年後見制度利用促進事業の受託

（事業内容

成年後見に関する相談・申立て支援・広報・啓発）

令和3年 湖南圏域中核機関の受託

もだま設立 15年

2. 職員体制

(2023年/1月 現在)

事務局長 (社会福祉士)	1	(非正規職員)
所長 (社会福祉士)	1	(正規職員)
相談員 (社会福祉士)	3	2 (正規職員) ・ 1 (非正規職員)
事務職員	2	2 (非正規職員)

- 相談員 1名 (正規職員)
- 事務職員 1名 (非正規職員)
(受任者財産管理事務)
募集中！！



3. 業務内訳

法人運営業務	事務局長・事務（非正規）法人総務・経理事務
相談（委託）業務	所長・相談員（正規）
啓発（委託）業務	所長・相談員（正規）
後見活動業務	所長・相談員（正規）・相談員（非正規）・事務局長
	事務（非正規）受任者財産管理事務等

4. もだまの活動内容

相談活動（委託事業）

権利擁護・生活相談
成年後見制度利用相談
成年後見制度申立支援

啓発活動（委託事業）

講演会、研修会の開催
出前講座の開催
情報紙の発行

後見活動（法人自主事業）

法人後見等受任

5. 相談活動（委託事業）

① 成年後見制度に関する相談状況と相談者

	実人数	本人	家族	行政	地域包括	病院	介護事業所	障がい者支援事業所	施設等
H30	202	2	35	20	109	6	7	19	4
R1	199	2	27	19	92	12	9	31	7
R2	230	2	31	24	119	15	6	24	9
R3	260	2	44	25	142	16	10	18	3

*相談件数が、年々増加（R1コロナ禍が影響？）

*4市とも地域包括支援センターが身近な相談窓口になっている。

*病院からの相談が増えている。

5. 相談活動（委託事業）

② 相談から成年後見制度への申立て

	申立 件数	類型			受任者					
		後見	保佐	補助	弁護士	司書士	社福士	親族	行政士	もだま
H30	56	37	15	4	4	21	13	8	0	10
R1	40	17	15	8	6	19	8	2	1	4
R2	58	28	20	10	12	25	15	5	0	5
R3	80	36	31	13	9	24	39	4	1	5

* R2は4件 R3は2件が複数受任

* 相談件数に対する、申立件数の割合が増えてきている。

* 受任者の調整に苦勞している。

* 保佐、補助類型の割合が増えている。（代理権の意思確認と聴き取り）

6. 啓発活動（委託事業）

① 出張相談会（3市会場の合計数）

	件数	高齢	障がい者	一般	解決	他紹介	継続
H30	22	14	8	0	21	1	0
R1	17	11	6	1	12	3	2
R2	13	5	8	0	12	0	1
R3	20	7	13	1	14	1	5

* 3市からの依頼に基づき、年2回ずつ実施（草津市はもだまの事務所が草津市に所在し、常時相談の機会があるため、相談会を設けていない。）

* 開催市以外の3市の住民や事業所等でも参加可能

* 相談から成年後見制度の申立支援につながったり、他機関を紹介したり、継続して相談に対応していることもある。

6. 啓発活動（委託事業）

② 高齢者・障がい者なんでも相談会

	件数	高齢	障がい者	一般	相談協力者
H30	16	8	5	3	27団体39名
R1	21	9	9	3	30団体38名
R2	8	2	4	2	10団体14名
R3	5	2	2	1	10団体13名

*コロナ禍での開催において、感染予防対策のため事前予約制としているためか相談件数が減数している。

*R3からは、ひきこもりの相談も対象としている。（県社協の協力）

6. 啓発活動（委託事業）

③ 出前講座

	件数	出前先					
H30	14	地域包括	社協	病院	施設	育成会	支援団体
R1	12	地域包括	社協	民児協・自治会	事業所	行政	保護者の会
R2	9	地域包括	行政	民児協	自立支援協議会		
R3	13	地域包括	社協	民児協	事業所	行政	障害者協議会

* 団体や事業所からの依頼によって対応。

* 成年後見制度や、高齢者や障がい者の権利擁護等について、行政職員の研修の機会としても活用されている。

7. 法人後見事業

① 受任状況 2023年1月現在

	受任件数	在宅	施設 病院	類型		
				後見	保佐	補助
高齢者	32	13	19	14	10	8
障がい者	41	21	20	27	13	1
計	73	34	39	41	23	9

*65歳以上を高齢者としているため、全体としては障がいがある方が多い。

7. もだまが大切にしている事 ～ 大切にしてきた事

《支援をするうえで》

- * 困っているのは誰なのか。
- * 本人の思いはどうか。本人の思いに寄り添っているか。
- * 本人の意思の確認はできているか。
- * 本人と一緒に悩み、考える。
- * 本人が中心の支援になっているか。
- * 支援者、関係機関との連携はできているか。
- * 答えは一つではない。色々な選択肢を想像する。

《もだまとして》

- * 寄せられる相談は断らない。（もだまが受ける相談かどうか別にしても）
- * 担当一人で抱え込まない。（相談しやすい職場環境をつくる）
周りの人に相談する。

8. もだまが感じている課題

- 申立件数に対応していただける専門職後見人の不足
湖南圏域における受任者（弁護士・司法書士・社会福祉士）が足りてない。
⇒専門職団体等と連携し、受任者数を増やすことと、本人にとって適切な受任者を選任できるしくみが必要。
- 中核機関としての役割について
もだまが従来から取組んできた活動の継続として位置付けているが、支援者等からは中核機関への期待として、様々な相談が寄せられるようになっている。
⇒中核機関としてのもだまの在り方、方針の検討が必要。
- 職員体制と法人運営
年々相談件数が増え、その中で申立件数も増えている現状で、対応できる職員の数が足りていない。昨年からは職員募集をしている。しかし、職員数を増やすということは人件費が嵩むことになり収支の安定を図りながらの中長期的な運営が課題となっている。

9. 課題への取組み (連携)

* 「湖南ネット懇」の発足

○活動の目的

湖南圏域の専門職団体「三士会」と、行政・事業所など各分野がつながり、成年後見制度ニーズへの具体的な取組となるよう。顔が見える関係を大切にする。

《活動履歴》

R3.3.2 第1回 事例検討・交流会 参加者27人

行政6 / ぱあとなあ7 / リーガルサポート4 / 地域包括7 /
介護事業所その他3 /

R3.6.15 第2回 事例検討・交流会

「専門職後見人の医療に関する困りごと」 参加者41人
行政7 / ぱあとなあ5 / リーガルサポート4 / 地域包括14 /
医療関係2 / 弁護士1 / 社協1 / 支援事業所等

*運営委員会 3ヶ月に1回程度

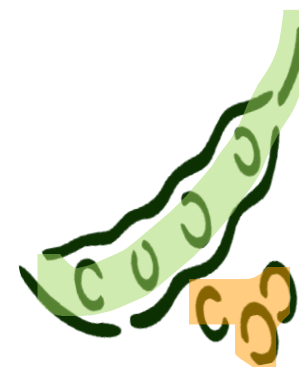
現在、コロナ禍で開催できていないが、もだまの申立事案にかかる（困難事案等）の受任調整をZOOMで行っている。

ご清聴ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしく

お願いいたします。

もだま



(6) 2月8日 岐阜県 大垣市

2022年度 日本財団助成金事業 全国権利擁護支援ネットワーク研修

『成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修』

2023年2月8日(水)

ソフトピアジャパンセンタービル

1階 セミナーホール

1. 始めの挨拶 (13:30~13:35)

(一社) 岐阜県社会福祉士会会長/ (一社) ぎふ権利擁護センター代表理事 岡川毅志

2. 講演「権利擁護支援の基本と意思決定」(13:35~15:05)

(一社) 萩長門成年後見センター理事/全国権利擁護支援ネットワーク副代表/弁護士
山口正之氏

3. 休憩 (15:05~15:15)

4. パネルディスカッション (15:15~16:55)

「権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取組みについて」

5. 終わりの挨拶 (16:55~17:00)

特定非営利法人知多権利擁護支援センター理事長/全国権利擁護支援ネットワーク事務局長
今井友乃

2022年度 日本財団助成金事業

全国権利擁護支援ネットワーク研修 資料①

講演

「権利擁護の基本と意思決定支援」

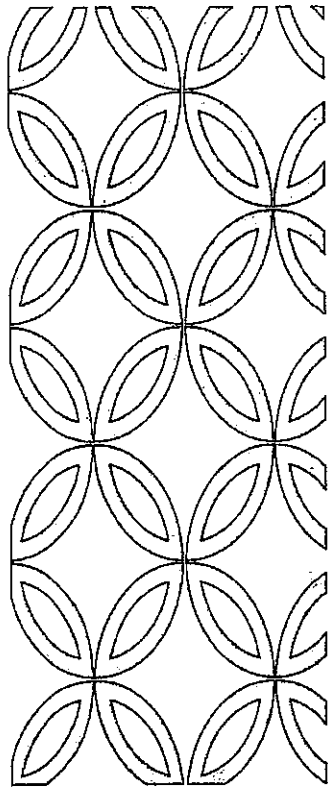
講師

山口正之氏

一般社団法人萩長門成年後見センター理事

全国権利擁護支援ネットワーク副代表

弁護士



2022年度 日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における

中核機関の役割と実務研修 in 大垣

『権利擁護支援の基本と意思決定支援』

全国権利擁護支援ネットワーク副代表

一般社団法人萩長門成年後見センター 理事長

一般社団法人萩長門成年後見支援センター 理事

萩・山口法律事務所 弁護士 (山口県弁護士会)

山口 正之

2023年2月8日 (水)

ソフトピアジャパンセンター

自己紹介

- 1996年(平成8年)3月 東京大学法学部私法コース 卒業
- 2003年(平成15年)11月 司法試験2次試験 合格
- 2004年(平成16年)4月 司法研修所 入所
- 2005年(平成17年)10月 弁護士登録(山口県弁護士会)
弁護士法人サリュ 萩事務所 入所
- 2007年(平成19年)9月 弁護士法人サリュ 退所
- 2007年(平成19年)10月 萩・山口法律事務所 開設
- 2011年(平成23年)12月 伊藤孝司社会福祉士とともに
一般社団法人 萩長門成年後見支援センター“てとて”
一般社団法人 萩長門成年後見センター を設立
- 山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長
- 中国地方弁護士会連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長
- 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター委員会 委員
- 全国権利擁護支援ネットワーク 副代表

成年後見制度利用促進基本計画（第1期）

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

基本計画の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

基本計画の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

3

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加
を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

第二期成年後見制度利用促進基本計画

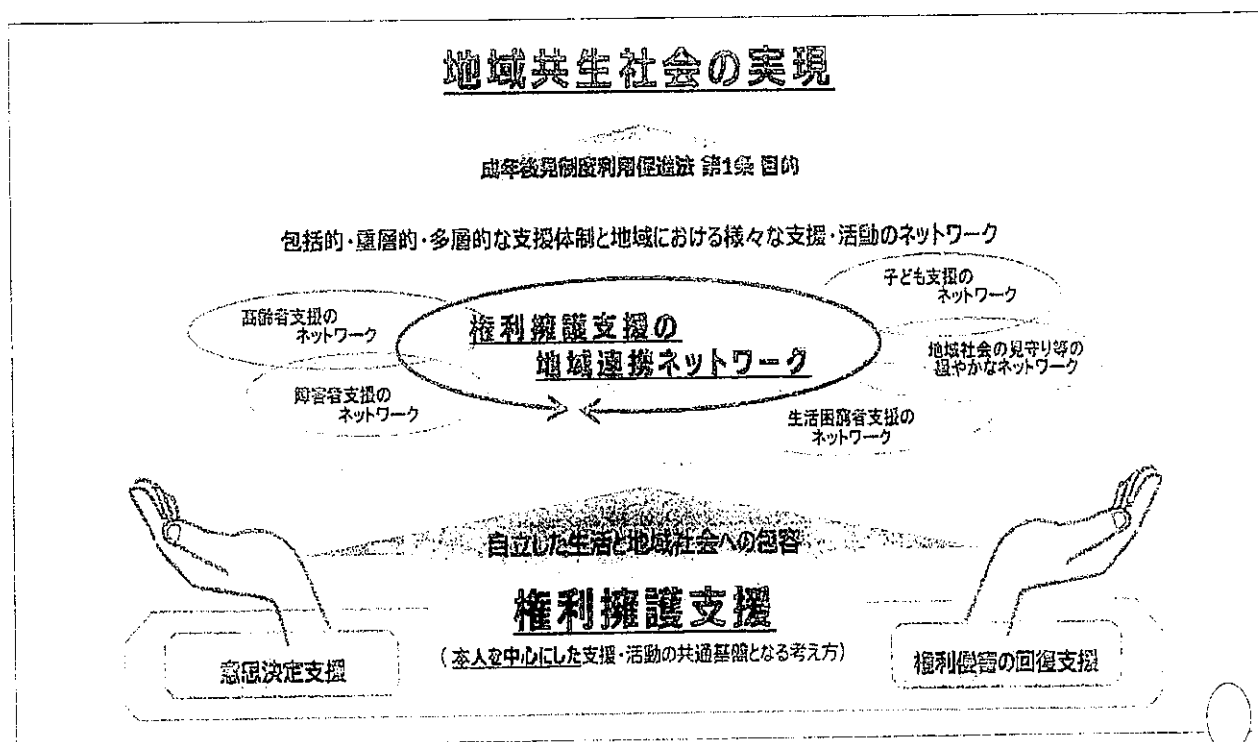
成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○ 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

5



第二期計画における「権利擁護支援」の考え方

○地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤

○『（左手）意思決定支援等による権利行使の支援

（右手）権利侵害からの回復支援

Ex：虐待対応や財産上の不当取引への対応など

を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動』

○中でも、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段である

7

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

ところで、第一期計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る⁷という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

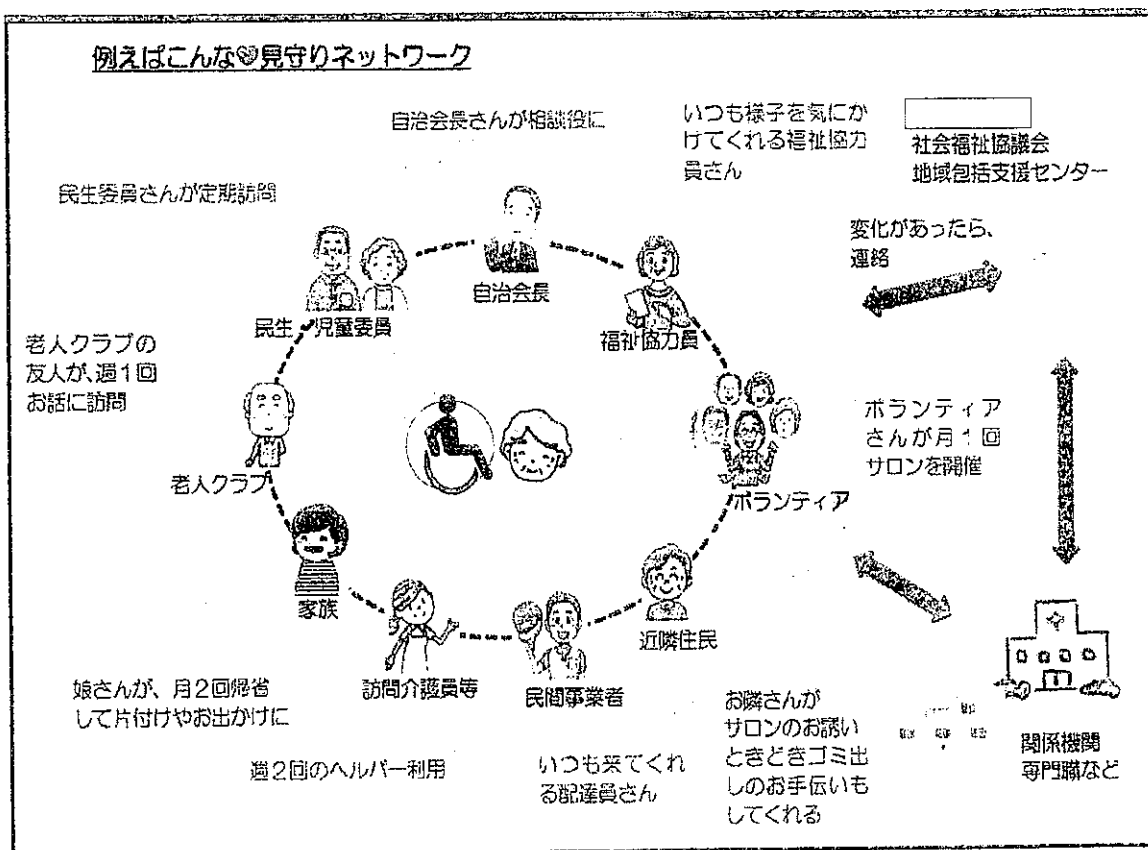
(※7 障害者権利条約第19条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定している。)

8

第二期計画における成年後見制度利用促進 の考え方

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

9



「権利擁護」と「権利擁護支援」

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

(『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』ミネルバ書房)

※セルフアドボカシー・・・自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできることであり、生活上の困難が生じた場合に当事者から自らの利益や欲求、意思を主張して改善すること

11

「権利擁護支援」と「権利擁護支援」

権利擁護とは・・・

なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず(あるいは伝え方が弱いため)、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち(場合によれば動物の生命・生活や自然環境の改善)を支援する活動 【佐藤彰一先生】

→代弁活動 (本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の方が本人について主張すること)

↓

本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する(本人のことは、やはり本人が一番の理解者)

↓

「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

(『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』ミネルバ書房)

12

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人について判断しなければならない」

能力不存在推定

13

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）

↓

これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」

14

「意思決定支援」とは

(意思決定支援とは)

Supported Decision-Making 支援を受けて意思決定すること
(決める必要がないことを、強制して決めさせようとするしない)

(意思決定支援の実践・チームによる話し合い)

- ①本人が意思決定の主体
 - ②支援を行う前提としての環境整備
 - ③チームでの支援
 - ④適切な情報等の提供が必要
- チームで情報を共有し、共同して考える**

15

「意思決定支援」とは（話し合いの進め方）

- ・話し合いの目的を共有：本人の話聞くことが話し合いの最大の目的であり、本人が安心して話ができるようにチームで支援することを確認
- ・必要に応じて、支援者間で把握している情報を事前に交換・共有する
- ・何を話し合うために集まるのか、本人にも説明し、参加者全員が今回話し合うテーマを共有する
- ・本人の表面的な言動にとらわれすぎないように注意
- ・事実確認を丁寧に行う（本人の言動から真意を探求する）
- ・初めから結論ありきではなく、また、支援者側の都合の良い方針に誘導しないようお互いにけん制し合う関わりが重要

16

「意思決定支援」とは（チームによる支援）

完全に中立で客観的はありえない

- ・ 他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の価値観やこれまでの成育歴等が投影される
- ・ 支援者が本人に提供する情報や見通し、選択肢等にも、支援者の価値観や成育歴等が投影される
- ・ 道徳的な問題や、身体生命への危険、あるいは経済的な問題などへの勘案が典型例

17

「意思決定支援」とは（混ぜるな危険）

- ・ 支援者の懸念と本人の気持ちが混ざる

たとえば、自宅での生活を支援するに際して、支援者が自宅生活でのリスクを抽出するのは当然としても、支援者の懸念を本人の不安であるかのように話をしているとしたら危険

- ・ 「体調」や「感情」が混ざる

支援者が本人に対して、見通しや情報等を伝達する際に、体調や感情に振り回されて話をしているとしたら危険

⇒他人の意思決定に関与するということは、避けがたく自分の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）

⇒「1対1」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

18

「意思決定支援」とは（話し合い後のチェック）

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきの、既存のサービスを当てはめるだけの検討に終わっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

『意思決定支援実践ハンドブック』日本社会福祉士会編 民事法研究会（2019）

19

事例で考える意思決定支援（本人のニーズを見立てる）

- 本人の意思と支援者らの意見が対立する状況
 - ⇒ 何ら本人の意思（思い・真意）を吟味することなく、本人の言葉どおりの内容を実現していくことが意思決定支援というわけではない
 - ⇒ 本人が意思決定を行うために必要な情報を理解し、記憶し、比較検討し、表現できるように、十分な意思決定支援が行われているかを吟味
- 仮説・見立て
 - ⇒ どんな気持ちからスナックに通うようになったのか
 - ⇒ Tさんはどんな生活を送りたいのか、どんな生活を送ったら楽しい
- 本人の本当のニーズ
 - ⇒ 一見賢明とは思われない決定にも何らかのきっかけや原因があるはずである。丁寧に話を聞くことによって本人の本当のニーズにたどり着くことができれば、本人自身が納得して、異なる決定を行うこともあると考えられる。

20

事例で考える意思決定支援（支援の限界点）

○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

※本人の意思決定能力が低減している場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる可能性が高い場合には、本人のした意思決定にしたがわないという状況も生じる

⇒ 果たして、意思決定能力が低減しているのか？

⇒ 果たして、本当に本人に対するリスクが回避できないか？

【意思決定支援にかかる具体的なアイデアや取組み】

- ・被害にあわないように、それぞれの支援者が緩やかな見守りと声掛けを行い、情報共有と専門職との繋がりをつくる
- ・本人の意思を頭ごなしに否定するのではなく、Tさんが納得して選択できるような情報提供を、タイムリーに行う（可能性を広げる視点を支援者が持つ）
- ・新たな支援者がいないか、地域でかつて関わりのあった人をリストアップして支援の輪の中に参加してもらう

21

（ヘルパー）

私たちがTさんの暮らしを一番型にはめてしまおうとしていたのかなと感じます。障害があるということ、よかれと思って規則正しい生活を求めたり、無駄遣いはダメだなどと強く出たのではないかと思います。ですが、話し合いを重ねていくうちに、Tさんの力や地域の方、支援者の視点の多様性を感じることができ、結果として、今、Tさんが地域で生き生きと暮らしていることを日々の支援の中で実感しています。

（就労継続支援B型事業所）

チームで支援することで、いろいろなアイデアや意見が出てきたことや、民生委員さん、自治会長さん、同級生など地域の支援の輪が更に広がっていったことが良かったです。私たちもありがたかったです。

（社協の日常生活自立支援事業の支援員）

お金を管理している立場上、どうしてもお金の使い方については注文をつけてしまいがちになりますが、今回のことで、Tさんからは生活の豊かさについても考えさせられました。私たちも賢明でない判断をしてしまうことが当然にあるわけですから、自分が正しいと思っている価値観を一方向的に押し付けてはいけないことを強く感じました。

（民生委員）

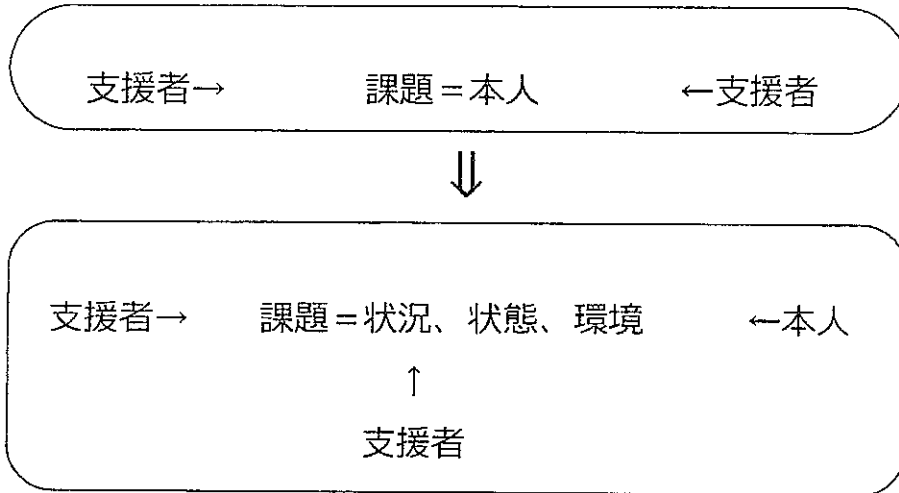
結果として、浪費や搾取等の被害からTさんを守ることができ、Tさんが生き生きと暮らしている姿を見るのは嬉しい限りです。関係者の視点や考えがそれぞれ違っていたけれど、協議をして、皆が納得をして、同じ方向で支援ができたこの経験から、私も多くのことを学びました。

22

支援者に求められる役割

※支援において求められるアプローチ

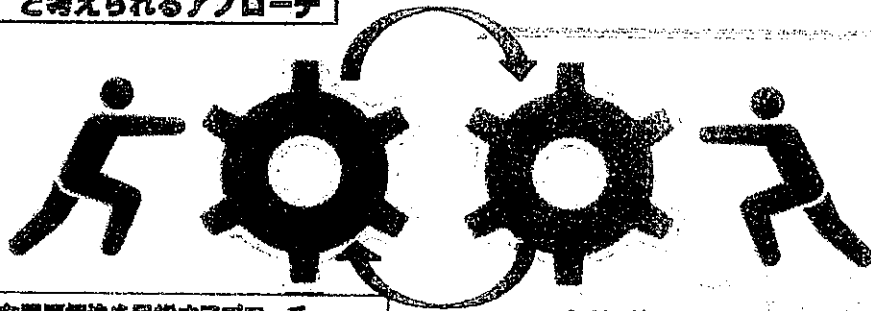
○本人を支援の「客体」からいったん外す



23

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- > 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- > それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- > 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- > 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- > 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相俣支援(手続的給付)を重視
- > 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかける関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。



「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」の最終とりまとめ(概要) 令和元年12月26日 【厚生労働省HP】

19条の「自立」とは？

19条の「自立」(independently) = 自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的な自立など1人でなんでもできることではありません。

★自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援を受けながら自分で自分のことを決めることです。

。「自立」とは、周りつつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

(DPI日本会議 議長補佐 崔 榮繁 氏)

「意思決定支援」のルール

- 意思決定を強要しない
決められない自由を保証する
- 自己責任を理由に、支援を打ち切らない
違う決定をしても支援。失敗したら再支援
- みんなが集まる必要がある。しかし、なんのためか？

支援者の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）危険があり、
「1対1」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

- ⇒ みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため
- ⇒ 本人の、あらゆる場面、24時間の状況を知る必要がある
- ⇒ 連携会議の意味：社会の環境と個人の思いが不整合→その調整
社会参加の支援は、ひとりではできない。⇒相互支援

27

おわりに

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する

・本人のエンパワメントとして、本人が自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日ごろから自尊心や達成感が満たされる

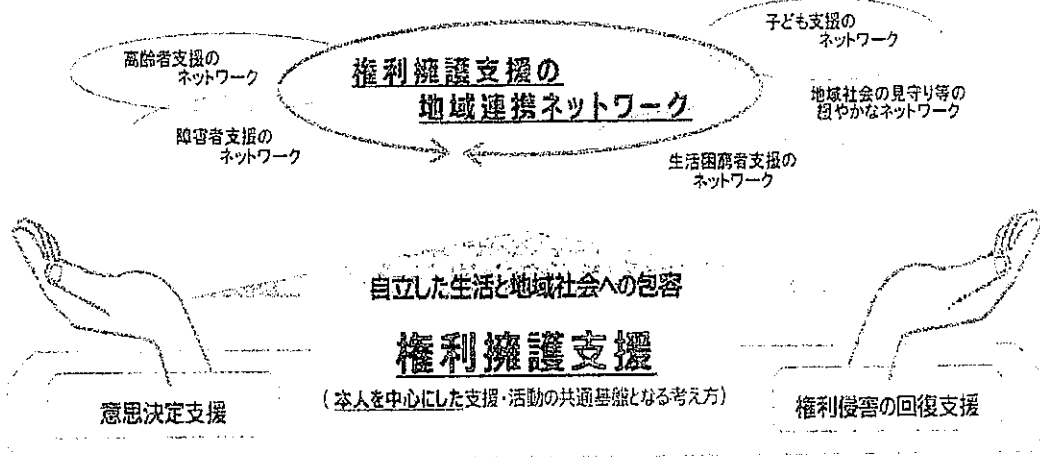
・本人の意思決定は、後見人等を含めた支援関係者の関与のあり方から大きな影響を受け、支援関係者自身も本人とのやり取りから影響を受け、本人のみならず支援者自身の変化も促される
※相互支援⇒支え合う関係性・・・「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。（「第二期計画」p11）

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



ご清聴ありがとうございました

パネルディスカッション

「権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を
強化するための取り組みについて」

パネリスト紹介

○山科正太郎(やましな しょうたろう)氏 関あさくら法律事務所/弁護士

- ・2008年～2009年12月 司法試験合格・司法修習(新62期)
- ・2010年1月～2016年12月 日本司法支援センター(法テラス)
- ・2017年1月～現在 関あさくら法律事務所入所

○栗山昌治(くりやま まさはる)氏 栗山昌治司法書士事務所/司法書士

- ・平成20年 司法書士事務所開業
- ・同年に成年後見センター・リーガルサポートに 入会
- ・平成27年度、28年度及び令和元年度から現在まで 岐阜県支部長

○山田隆司(やまだ りゅうじ)氏 特定非営利活動法人東濃後見センター/社会福祉士

- ・好きな花はデイジーです

○柳葉子(やなぎ ようこ)氏 社会福祉法人あゆみの家相談支援事業所ゆう/相談支援専門員

- ・2014年に法人内の通所事業所から現在の「相談支援事業所ゆう」に異動。
- ・2019年より垂井町、関ヶ原町、養老町の共同設置による「不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センター」を担当。

○水谷和智(みずたに かずとも)氏 安八郡輪之内町役場福祉課/課長補佐

- ・輪之内町役場 福祉課の在籍年数は、令和5年3月末で3年

○飯干武人氏 揖斐郡池田町役場保険年金課/課長補佐

◎公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（LS）について

・組織概要

平成11年12月に日本司法書士会連合会の主導により設立された公益法人で、全国に50の支部を持ち、令和4年12月23日現在において、正会員（司法書士）数8,481名（司法書士法人）242法人、後見人候補者名簿登載者数7,110名（内法人218）、後見監督人候補者名簿登載者数5,389名（内法人167）の後見人供給団体です。

・目的

この法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることが出来るように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

・主な事業

- ① 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- ② 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- ③ 財産管理及び身上看護の事務の指導監督
- ④ 遺言執行事務の指導監督
- ⑤ 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等（LSが法人として後見事務を行う。）
- 6 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- 7 研修会等の企画、開催及び講師の紹介

・具体的な事業活動

- ① 全国の家庭裁判所へ後見人候補者の供給
- 2 専門誌「実践成年後見」の企画・編集
- 3 公益信託「成年後見助成基金」の設定
- 4 法人後見の受任
- 5 「一般向け成年後見養成講座」の開催
- 6 遺言と成年後見人の普及事業の開催
- 7 金融機関との協定（第一生命、安田火災、十六銀行、三菱信託、等）
- ⑧ 市町村、地域包括支援センター、法テラス等の各団体との連携

・リーガルサポート岐阜支部の会員及び就任状況（R4年9月末現在）

- ① 会員 105名 内後見人候補者名簿登載者 78人
内訳 岐阜支部 53名（内法人1） 大垣支部 17名 八幡支部 5名
中濃支部 9名 東濃支部 15名（内法人2） 高山支部 6名

- ② 就任状況 計541名（R4年9月末現在・重複就任あり）

◎成年後見制度利用促進に関して、支部における活動状況

◎今後、中核機関に対して期待すること

プロフィール

栗山昌治（くりやま まさはる）

東濃成年後見センター 活動状況報告

東濃成年後見センター
事務局長 山田隆司

1, 成年後見人等受任者の状況 (令和4年3月31日現在)

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市) ※平成15年より

多治見市	認知症高齢者	48件
	障害者	55件
土岐市	認知症高齢者	51件
	障害者	37件
瑞浪市	認知症高齢者	25件
	障害者	23件

中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)

※平成20年6月より

中津川市	認知症高齢者	45件
	障害者	50件
恵那市	認知症高齢者	34件
	障害者	31件

2, 令和3年度成年後見人等受任者の訪問状況

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市)

直接訪問	自宅	計3,068回
	施設	計2,503回
間接訪問 (役所・銀行等への訪問)		計6,233回
中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)		
直接訪問	自宅	計1,828回
	施設	計678回
間接訪問 (役所・銀行等への訪問)		計6,835回

3, 令和3年度成年後見人等受任者のケース検討会実施状況

計20回開催 延べ211ケース 延べ216名参加
多職種が参加する法人後見のためにケース検討会を毎月実施 (権利侵害への対応には多職種の関わりが必要)。

4, 利益相反の防止方法

被後見人等の殆どが医療サービス及び福祉サービスを利用することが予想されるため、医療サービス及び福祉サービスの関係者は法人の役員に選任しない。
また、後見人等受任と中核機関の運営を含む権利擁護の活動以外の福祉事業は行わない。

5, 被後見人等の預貯金からの支払方法

預貯金通帳から出金する職員と出納帳を作成する職員を別とし、出金と出納を事務局長が確認。更に多治見事務所と中津川事務所が相互に支払状況を確認。

6, 法人運営の公的性格

当法人は経済的問題及び専門職の不足により第三者後見人等の確保が困難な場合の受け皿としての公的性格が強く、令和3年3月までは、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市に基本的な運営費の負担を頂いた。そのため、本人の蓄財や収入にかかわらず、後見人等の受任を準備してきた。

7, 中核機関の受託運営

令和4年度より、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市の五市より中核機関を受託運営開始。この地域は岐阜家裁多治見支部・中津川出張所と管轄地域と重なる。
五市との準備段階で、後見人等を受任する東濃成年後見センター事務所 (多治見市内) 及び東濃成年後見センター中津川・恵那事務所 (中津川市) と、事務所及び担当職員を分けることを打ち合わせ、中核機関として受託。

8, 広報活動

日常的な広報活動の他、シンポジウムや研修会を開催。これまで開催した企画は「身元保証など老後の不安解消を謳うサービスの実態」
「JR東海の列車事故判決がもたらすもの」

「虐待の把握と対応のあり方」
「介護殺人の予防～介護者支援の視点から～」
「刑事司法と福祉の連携に関する基礎知識」
「医療・福祉サービス利用における身寄りがない人への対応について」
「福祉施設における虐待と背景～津久井やまゆり園と袖ヶ浦福祉センターの事件から」
「警備業法欠格条項違憲判決～背景と意義～」 他

- 9, 課題と期待
- 後見制度を含む権利擁護のケースの見極めができる体制整備
 - 成年後見人等の受け皿の体制整備
 - 司法的な対応が必要な際の体制整備
 - 医療・福祉の課題に対する適切な検討ができる関係
 - 措置入院・医療保護入院の適切な見極めができる体制整備
 - 医療・福祉のローカルルールの整理
 - 放置された不動産の適切な管理・処分
 - 他

令和3年度 東濃成年後見センター 多治見・土岐・瑞浪 受任者 訪問件数

※ 直接訪問: 直接本人の生活する自宅、施設等へ出向き、生活の問題点についての相談に乗ったり、生活費を届けるなど
 ※ 間接訪問: 市役所、裁判所、年金事務所、法務局、病院、福祉施設等へ出向き、本人に関する手続きなど

			高齢者 (人)			障害者 (人)			総人数 (人)			
			訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)		
多治見市	直接訪問	自宅	補助	8	186	23.3	5	92	18.4	13	278	21.4
			保佐	9	353	39.2	11	279	25.4	20	632	31.6
			後見	6	117	19.5	0	0	0.0	6	117	19.5
	施設	補助	2	17	8.5	8	106	13.3	10	123	12.3	
		保佐	5	41	8.2	14	190	13.6	19	231	12.2	
		後見	18	218	12.1	17	129	7.6	35	347	9.9	
	間接訪問	補助	10	230	23.0	13	448	34.5	23	678	29.5	
		保佐	14	406	29.0	25	567	22.7	39	973	24.9	
		後見	24	393	16.4	17	194	11.4	41	587	14.3	
総数			48	1961	40.9	55	2005	36.5	103	3966	38.5	

総人数 (人)	総訪問回数 (回)
103	3966

(死亡 8 名含む)

			高齢者 (人)			障害者 (人)			総人数 (人)			
			訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)		
土岐市	直接訪問	自宅	補助	4	73	18.3	1	96	96.0	5	169	33.8
			保佐	3	1	0.3	12	590	49.2	15	591	39.4
			後見	3	115	38.3	2	143	71.5	5	258	51.6
	施設	補助	11	315	28.6	3	84	28.0	14	399	28.5	
		保佐	11	236	21.5	12	206	17.2	23	442	19.2	
		後見	19	363	19.1	7	122	17.4	26	485	18.7	
	間接訪問	補助	15	427	28.5	4	110	27.5	19	537	28.3	
		保佐	14	378	26.9	24	698	29.1	38	1074	28.3	
		後見	22	514	23.4	9	202	22.4	31	716	23.1	
総数			51	2420	47.5	37	2251	60.8	88	4671	53.1	

総人数 (人)	総訪問回数 (回)
88	4671

(死亡 15 名含む)

			高齢者 (人)			障害者 (人)			総人数 (人)			
			訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)	訪問回数 (回)	平均回数 (回)		
瑞浪市	直接訪問	自宅	補助	1	30	30.0	3	167	55.7	4	197	49.3
			保佐	0	0	0.0	7	572	81.7	7	572	81.7
			後見	5	237	47.4	1	17	17.0	6	254	42.3
	施設	補助	0	0	0.0	2	20	10.0	2	20	10.0	
		保佐	7	65	9.3	4	37	9.3	11	102	9.3	
		後見	12	298	24.8	6	56	9.3	18	354	19.7	
	間接訪問	補助	1	7	7.0	5	163	32.6	6	170	28.3	
		保佐	7	150	21.4	11	890	80.9	18	1040	57.8	
		後見	17	413	24.3	7	45	6.4	24	458	19.1	
総数			25	1200	48.0	23	1967	85.5	48	3167	66.0	

総人数 (人)	総訪問回数 (回)
48	3167

(死亡 4 名含む)

三市総人数 (人): 239

(死亡 27 名含む)

総訪問回数 (回): 11804

令和3年度 東濃成年後見センター 中津川・恵那 受任者 訪問件数

※ 直接訪問: 直接本人の生活する自宅、施設等へ出向き、生活の問題点についての相談に乗ったり、生活費を届けるなど
 ※ 間接訪問: 市役所、裁判所、社会保険事務所、法務局、病院、福祉施設等へ出向き、本人に関する手続きなど

				高齢者	訪問回数	平均回数	障害者	訪問回数	平均回数	総人数	総訪問回数	平均回数	総人数 (人)	総訪問回数 (回)
				(人)	(回)	(回)	(人)	(回)	(回)	(人)	(回)	(回)		
中津川市	直接訪問	自宅	補助	4	135	33.8	4	166	41.5	8	301	37.6	95	5867
			保佐	6	219	36.5	14	430	30.7	20	649	32.5		
			後見	5	81	16.2	5	171	34.2	10	252	25.2		
		施設	補助	1	0	0.0	1	9	9.0	2	9	4.5		
			保佐	8	35	4.4	13	116	8.9	21	151	7.2		
			後見	21	158	7.5	13	58	4.5	34	216	6.4		
	間接訪問	補助	5	208	41.6	5	248	49.6	10	456	45.6			
		保佐	14	787	56.2	27	1530	56.7	41	2317	56.5			
		後見	26	889	34.2	18	627	34.8	44	1516	34.5			
総数			45	2512	55.8	50	3355	67.1	95	5867	61.8			

				高齢者	訪問回数	平均回数	障害者	訪問回数	平均回数	総人数	総訪問回数	平均回数	総人数 (人)	総訪問回数 (回)
				(人)	(回)	(回)	(人)	(回)	(回)	(人)	(回)	(回)		
恵那市	直接訪問	自宅	補助	3	82	27.3	4	122	30.5	7	204	29.1	65	3474
			保佐	3	126	42.0	10	247	24.7	13	373	28.7		
			後見	3	3	1.0	2	46	23.0	5	49	9.8		
		施設	補助	0	0	0.0	2	28	14.0	2	28	14.0		
			保佐	10	56	5.6	9	76	8.4	19	132	6.9		
			後見	15	110	7.3	4	32	8.0	19	142	7.5		
	間接訪問	補助	3	177	59.0	6	262	43.7	9	439	48.8			
		保佐	13	449	34.5	19	880	46.3	32	1329	41.5			
		後見	18	572	31.8	6	206	34.3	24	778	32.4			
総数			34	1575	46.3	31	1899	61.3	65	3474	53.4			

二市総人数: 160 人
 総訪問回数: 9341 回

東濃成年後見センター滞納返済表
多治見市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
17	2人	18,100円	1人	94,612円	2人	438,120円	3人	1,185,995円	5人	760,293円	2,487,120円
18	2人	10,200円	0人	0円	2人	699,926円	2人	1,674,086円	2人	231,869円	2,616,081円
19	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	321,890円	2人	276,117円	598,007円
20	0人	0円	1人	173,100円	0人	0円	1人	51,870円	1人	513,386円	738,356円
21	2人	115,430円	1人	17,049円	0人	0円	3人	157,925円	3人	406,209円	696,613円
22	2人	132,340円	0人	0円	0人	0円	1人	141,009円	4人	513,572円	786,921円
23	4人	256,152円	0人	0円	1人	4,410円	0人	0円	3人	159,145円	419,707円
24	2人	75,400円	2人	22,877円	0人	0円	0人	0円	2人	68,250円	166,527円
25	2人	169,430円	1人	9,405円	2人	49,380円	2人	394,142円	4人	807,858円	1,430,215円
26	4人	116,500円	1人	14,882円	2人	124,124円	3人	833,760円	2人	110,482円	1,199,748円
27	4人	763,760円	3人	215,793円	2人	312,800円	4人	738,691円	5人	488,183円	2,519,227円
28	1人	862,376円	0人	0円	1人	263,289円	1人	397,710円	4人	373,200円	1,716,575円
29	1人	27,000円	1人	5,240円	0人	0円	2人	8,985円	2人	10,494円	51,719円
30	3人	384,180円	2人	12,134円	1人	237,570円	3人	72,483円	4人	146,582円	852,949円
31	5人	1,496,271円	4人	640,269円	1人	161,920円	2人	61,664円	1人	10,000円	2,370,124円
2	5人	157,359円	5人	449,012円	1人	1,041,947円	1人	139,916円	3人	269,585円	2,057,818円
3	5人	633,080円	1人	40,142円	0人	0円	1人	350,280円	2人	5,540,914円	6,564,416円
合計		5,017,578円		1,694,515円		3,353,486円		6,530,405円		10,676,139円	27,272,123円

土岐市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	1人	298,800円	0人	0円	0人	0円	1人	951,256円	0人	0円	1,250,056円
16	3人	212,960円	1人	25,593円	3人	64,820円	4人	565,054円	3人	61,736円	930,163円
17	0人	0円	0人	0円	1人	4,120円	2人	509,955円	2人	47,085円	561,140円
18	2人	18,800円	0人	0円	2人	87,460円	3人	1,463,234円	2人	77,160円	1,646,654円
19	3人	43,820円	1人	91,144円	6人	1,419,450円	2人	1,667,785円	4人	129,861円	3,352,060円
20	1人	263,106円	0人	0円	3人	433,529円	0人	0円	0人	0円	696,635円
21	3人	65,400円	1人	19,203円	4人	926,518円	3人	790,680円	2人	47,018円	1,848,816円
22	3人	288,730円	3人	110,233円	2人	75,582円	2人	504,894円	0人	0円	979,439円
23	3人	65,400円	2人	21,547円	2人	610,800円	2人	234,300円	4人	232,903円	1,164,950円
24	3人	144,170円	2人	466,574円	3人	279,540円	2人	202,210円	4人	79,440円	1,171,934円
25	2人	109,390円	0人	0円	1人	1,209,119円	3人	739,401円	1人	78,273円	2,136,183円
26	0人	0円	0人	0円	3人	537,609円	3人	21,220円	1人	150,700円	709,529円
27	0人	0円	1人	7,491円	1人	106,460円	0人	0円	2人	87,000円	200,951円
28	2人	458,712円	2人	142,707円	2人	169,690円	1人	17,000円	2人	57,382円	845,491円
29	0人	0円	3人	191,486円	0人	0円	2人	300,520円	1人	11,937円	503,943円
30	2人	319,140円	4人	645,313円	2人	310,441円	3人	246,236円	2人	331,230円	1,852,359円
31	2人	77,500円	1人	216,162円	1人	73,920円	0人	0円	3人	58,890円	426,472円
2	1人	718,934円	2人	650,827円	2人	923,090円	1人	61,418円	2人	53,533円	2,407,802円
3	5人	168,700円	1人	33,000円	2人	254,420円	1人	64,482円	2人	706,066円	1,226,668円
合計		3,253,562円		2,621,280円		7,486,568円		8,399,644円		2,210,191円	23,911,245円

瑞浪市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	1人	183,620円	0人	0円	0人	0円	1人	501,899円	1人	51,899円	737,418円
17	2人	16,700円	1人	35,204円	2人	669,186円	2人	157,127円	3人	133,550円	1,211,767円
18	1人	1,700円	1人	10,752円	2人	164,235円	2人	389,940円	1人	100,000円	666,627円
19	2人	181,000円	2人	213,343円	1人	203,430円	2人	120,087円	1人	16,559円	734,419円
20	3人	101,360円	3人	72,635円	2人	207,896円	4人	105,730円	0人	0円	487,621円
21	2人	23,200円	3人	3,365円	1人	165,000円	1人	82,000円	3人	165,797円	439,362円
22	2人	371,455円	2人	144,901円	1人	15,000円	3人	165,205円	3人	87,466円	784,027円
23	5人	1,526,330円	1人	8,892円	1人	44,130円	5人	202,125円	3人	53,666円	1,835,143円
24	5人	361,080円	0人	0円	0人	0円	3人	221,426円	1人	71,699円	654,205円
25	1人	3,500円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	3,500円
26	1人	24,770円	2人	167,280円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	192,050円
27	0人	0円	0人	0円	1人	102,030円	0人	0円	0人	0円	102,030円
28	1人	1,226,530円	0人	0円	1人	62,820円	1人	112,311円	0人	0円	1,401,661円
29	2人	150,210円	1人	7,656円	2人	36,000円	2人	35,815円	4人	745,486円	975,167円
30	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	159,403円	159,403円
31	0人	0円	0人	0円	1人	27,690円	0人	0円	0人	0円	27,690円
2	2人	1,516,648円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	28,584円	1,545,232円
3	3人	18,619,370円	0人	0円	0人	0円	1人	22,670円	1人	6,706円	18,648,746円
合計		24,307,473円		664,028円		1,897,417円		2,116,335円		1,620,815円	30,606,068円

東濃成年後見センター(中津川・恵那事務所) 滞納返済表(令和3年度)

中津川市

令和4年 3月31日現在

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス (公立)		医療・福祉サービス (私立)		一般企業等		合計金額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250,200	250,200
21	1	144,080	1	61,535	1	29,974	1	189,760	2	134,284	559,633
22	5	329,431	3	37,600	3	575,182	2	252,420	1	5,004	1,199,637
23	2	333,200	2	39,234	4	414,568	1	77,803	4	1,047,954	1,912,759
24	4	312,200	2	45,651	2	140,000	1	61,799	3	2,838,907	3,398,557
25	3	337,710	2	96,194	3	146,200	0	0	8	2,010,013	2,590,117
26	3	180,100	1	39,440	3	302,550	3	555,373	7	2,062,682	3,140,145
27	4	611,000	0	0	2	140,811	1	105,600	4	902,456	1,759,867
28	7	156,750	0	0	0	0	0	0	2	520,000	676,750
29	6	146,481	0	0	1	157,326	0	0	4	479,590	783,397
30	5	489,970	1	2,872	0	0	2	156,369	3	374,123	1,023,334
31	4	688,300	0	0	0	0	2	103,223	3	240,000	1,031,523
2	4	93,600	0	0	0	0	2	167,159	2	550,000	810,759
3	2	155,000					2	315,783	4	1,189,049	1,659,832
合計	50	3,977,822	12	322,526	19	1,906,611	17	1,985,289	48	12,604,262	20,796,510

恵那市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス (公立)		医療・福祉サービス (私立)		一般企業等		合計金額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1	17,400	2	38,821	1	93,550	0	0	2	307,567	457,338
23	4	221,510	1	5,114	0	0	2	264,092	1	317,680	808,396
24	5	338,858	4	26,268	4	615,144	1	30,289	5	692,357	1,702,916
25	3	28,300	1	3,132	1	43,190	0	0	7	1,282,288	1,356,910
26	4	70,300	2	23,384	1	22,000	3	48,730	4	191,062	355,476
27	1	24,000	0	0	1	24,000	2	32,000	2	60,000	140,000
28	2	62,600	0	0	1	43,994	2	58,000	3	91,395	255,989
29	0	0	0	0	1	47,660	2	138,676	2	156,000	342,336
30	1	2,700	0	0	0	0	0	0	2	156,000	158,700
31	0	0	0	0	0	0	0	0	2	171,000	171,000
2	1	28,300	0	0	1	160,000	0	0	1	30,000	218,300
3					1	180,000			1	410,000	590,000
合計	22	793,968	10	96,719	12	1,229,538	12	571,787	32	3,865,349	6,557,361

中津川市+恵那市

27,353,871

令和3年度 東濃五市対応件数

5市相談対応件数 707 件

各市相談対応件数	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市	その他
	182	137	59	108	215	6

相談方法	来所	電話	訪問	巡回	その他
	142	416	113	33	3

相談対象者状況	高齢者	知的障害	精神障害	その他
	529	54	70	54

相談者内訳	本人	親族	包括	相談支援事業所	
	35	195	174	42	
	福祉課	病院・施設	日常・困窮	家裁	その他
	54	100	8	45	54

5市相談実人数 221 件 (累計)

各市相談対象者数	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市	県外
	53	40	18	35	73	2

申立て件数 43 件

各市申立て件数	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市
	12	11	5	7	8

申立件数 43 件

	本人	親族	市長	
多治見市	3	8	1	12
土岐市	2	8	1	11
瑞浪市	2	2	1	5
恵那市	2	5	0	7
中津川市	2	5	1	8

相談支援専門員として 中核機関や成年後見制度に期待すること

相談支援事業所ゆう

主任相談支援専門員 柳 葉子

事業所・活動紹介

● 相談支援事業所 ゆう

- ・ 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、障害児相談支援事業
- ・ 不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センターゆうネット
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 高次脳機能障害支援事業コーディネーター業務

*対象…障がいのある方（0歳から、西濃圏域の方）

*職員…管理者（1名）・相談支援専門員（4名：常勤・非常勤）

エリア

活動内容

不破郡・養老郡

- ・相談支援専門員のバックアップ
- ・地域課題の吸い上げ、協議の場
- ・多職種連携の仕組み
- ・権利擁護

西濃圏域

- ・相談支援従事者のネットワーク
- ・基幹相談支援センター同士の連携
- ・圏域の課題検討

岐阜県

- ・相談支援専門員等のネットワーク
- ・人材育成

相談支援専門員として権利擁護について思うこと

本人の人生は本人が主役  支援者の基本姿勢

しかし現実には…根深い問題。支援者でも気づかない

「権利擁護」って何だろう??



【障害者権利条約より抜粋】

※法律の前に人として認められる権利を有する

※障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有する

※全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有する

池田町における成年後見利用促進体制整備に向けた 中核機関の設置について

【設置年月日】 令和3年10月1日

【設置場所】 池田町役場民生部保険年金課ならびに健康福祉課

【事業目的】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）並びに成年後見利用促進計画（平成29年閣議決定）に基づく事業実施によるため。

【事業内容】

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、市町村の役割として地域連携ネットワークの中核機関を設置することが求められている。

設置の主体：町が単独で設置する（名称：池田町成年後見支援センター）

運営の主体：直営（業務の一部を揖斐郡・安八郡の6町で合同委託）

設置・運営の協力：専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）は協議会

や中核機関の設立、運営に積極的に協力する。（平成29年6月9日付三士会

会長から都道府県・市町村に要請している）

中核機関の担うべき機能：

（ア）広報機能…パンフレット作成、研修会の企画運営

（イ）相談機能…関係者・関係機関からの相談対応、後見ニーズの精査、見守り

体の調整 ← 地域の専門職団体と取り組む必要がある

（ウ）成年後見制度利用促進機能

①受任者調整（マッチング）…親族後見人候補者の支援、市民後見人候補者等の支援、受任者調整、家庭裁判所との連携

②担い手の育成・活動の促進…市民後見人の研修・育成・活用、法人後見人の担い手の育成・活動支援

③日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

（エ）後見人支援機能…親族後見人や市民後見人の日常的な相談、専門職団体の協

力を得たケース会議開催、家庭裁判所と情報を共有して後見人の支援

（オ）不正防止効果…後見人の理解不足・知識不足に対応するため、日常的に相談

を受けられる体制を整備して不正を防ぐ

【池田町における現状】

1. 一次中核機関としての役割

- ・ 保険年金課（高齢福祉担当部署）と健康福祉課（障がい福祉担当部署）、加えて地域包括支援センターに相談窓口を設置。住民、介護事業所、医療機関等から相談や、役場内他部署、警察、社会福祉協議会等からの情報提供に対

応している。

- ・ 制度利用の検討が必要とされる案件については、一次調整会議において事例検討を行う。一次調整会議は地域ケア会議（月2回開催、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー、介護事業所管理者、警察官、役場職員、社会福祉協議会職員等が参加）の場において行う。地域ケア会議は各機関からの情報提供ならびに情報共有の場であり、一次協議会としての役割も果たしている。
- ・ 制度利用が必要な案件は二次調整会議（アセスメント・受任者調整会議）に諮り、町長申立の手続きを行う。
- ・ 町広報誌により成年後見支援センターの開設を周知し、町ホームページや、パンフレット等を活用し、制度の広報及び啓発を行う。

2. 二次中核機関業務の委託

- ・ 安八郡・揖斐郡6町合同で二次中核機関業務を委託している。
 - ①安八郡・揖斐郡6町合同アセスメント・受任者調整会議の開催（月1回）
 - ②二次協議会の開催（年2回）
 - ③一次中核機関（6町）に対する相談及び利用支援
- ・ 法人後見の担い手の育成・支援や、市民後見人の育成・支援等、広域的な課題の検討を行う。

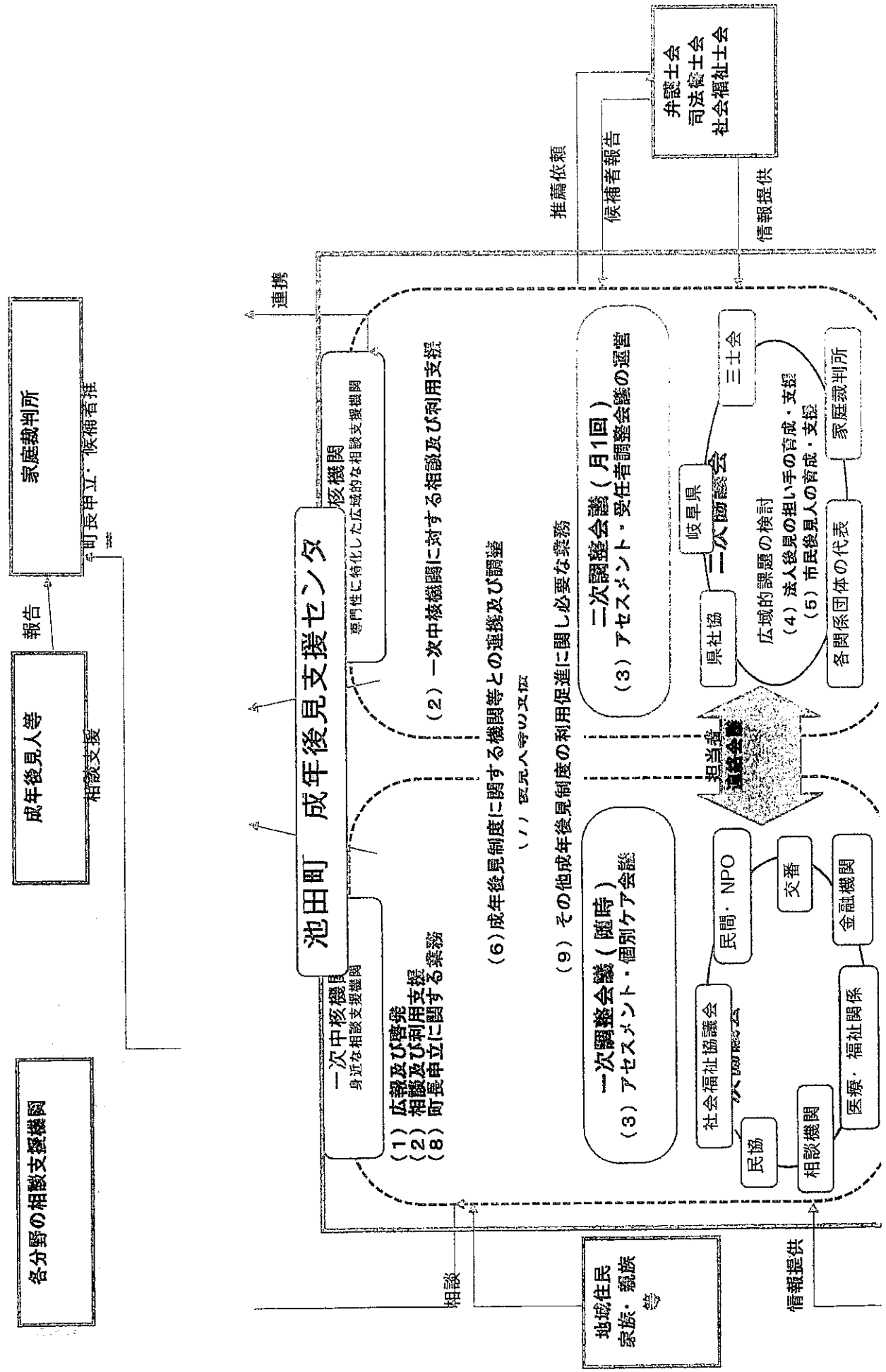
3. 協働により行うこと

- ・ 成年後見制度に関する機関等との連携及び調整や、後見人等の支援その他成年後見制度の利用促進に必要な業務を行う。

4. 専門職後見団体に期待すること

- ・ 二次中核機関は6町合同で業務委託することにより、専門性に特化した広域的な相談支援機関としての機能を果たしている。一次中核機関（町）は何でも気兼ねなく二次中核機関に相談し、適切な助言を得ている。また、専門職後見団体からも、二次調整会議等を通じて多くの支援を得られるようになった。
- ・ 今後も多様な案件に対応していくために、中核機関を通じてご支援いただけることを期待している。

成年後見利用促進体制整備に向けた中核機関・協議会の体系図



輪之内町における成年後見制度利用促進について

1. 輪之内町の現状

(1) 位置 東経 136 度 38 分 25 秒、北緯 35 度 16 分 53 秒

(2) 標高 平均標高 2.5m

(3) 面積 22.33km

(4) 人口 (令和 4 年 1 月 1 日現在)

男 4,696 人、女 4,707 人、計 9,403 人

うち 65 歳以上 男 1,161 人、女 1,387 人、計 2,548 人

(高齢化率約 27.1%)

(5) 障害者手帳保持者 (令和 4 年 3 月 31 日現在、カッコ内は 18 歳未満)

身体障害者手帳 343 人 (8 人)

療育手帳 90 人 (26 人)

精神障害者保健福祉手帳 65 人 (1 人)

(6) 成年後見制度利用者数 (令和 4 年 1 月 31 日現在)

1 人 (岐阜県 2,819 人)



2. 中核機関の設置

(1) 令和 3 年 10 月 輪之内町成年後見支援センター開設 (一次中核機関)

・ 輪之内町役場福祉課、輪之内町社会福祉協議会に相談窓口を設置

・ 要支援事例等を検討するため、一次調整会議を開催 (月 1 回)

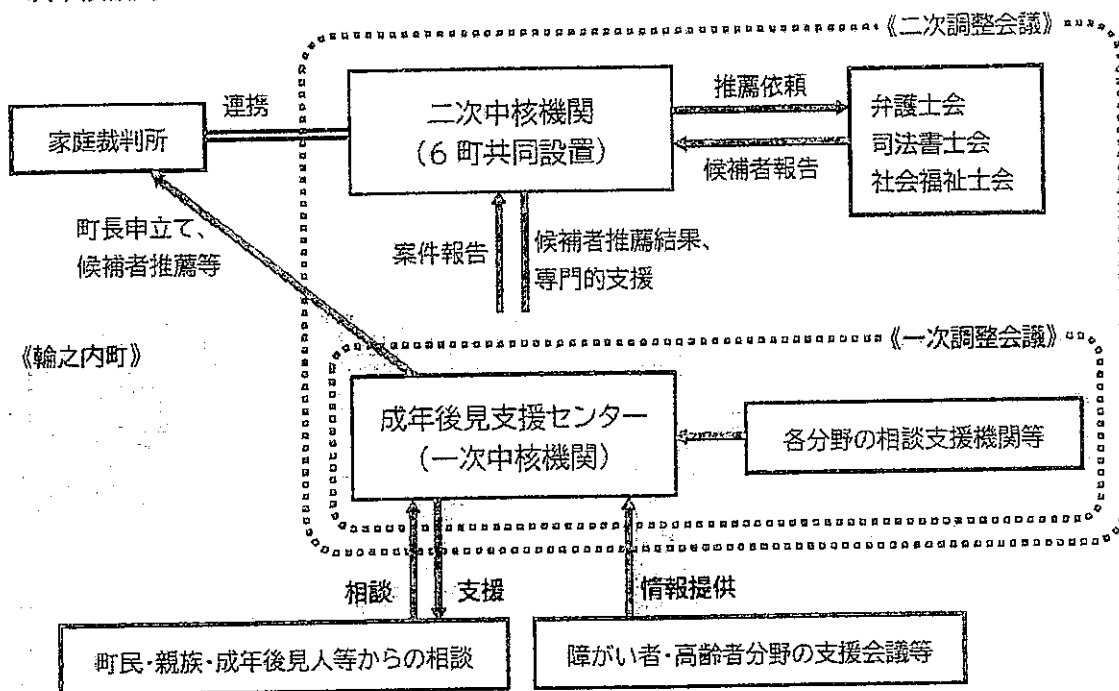
(福祉課 3 名、地域包括支援センター 2 名、輪之内町社会福祉協議会 1 名、
基幹相談支援センター 1 名)

(2) 令和 3 年 10 月 安八郡・揖斐郡 6 町合同で二次中核機関設置 (二次中核機関)

・ 安八郡・揖斐郡 6 町合同アセスメント・受任者調整会議の開催 (月 1 回)

・ 二次協議会の開催 (年 2 回)

■一次中核機関と二次中核機関の関係(イメージ図)



3. 成年後見制度利用促進基本計画の策定

第4期輪之内町ささえあいプランと一体的に策定（令和5年度～令和9年度）

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

4. 権利擁護支援地域連携ネットワークづくりを推進するための課題

(1) 輪之内町成年後見支援センター（一次調整会議）への情報集約

(2) 成年後見制度と福祉制度の協働による支援の継続